

ディスクロージャー

2023

はじめに

日頃、みなさまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A大阪北部は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のみなさまのためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー 2023」を作成いたしました。

また、当J Aが取り組んでいる自己改革工程表についても記載しています。

みなさまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月 大阪北部農業協同組合

J A大阪北部のプロフィール

◇名称	大阪北部農業協同組合	◇購買品取扱高	7億円
◇設立	平成12年4月	◇販売品取扱高	4億円
◇本店所在地	箕面市桜井2-8-8	◇組合員数	18,931人
◇出資金	15億円	◇役員数	31人
◇総資産	4,236億円	◇職員数	199人
◇単体自己資本比率	13.72%	◇本支店・センター数	21
◇貯金残高	3,987億円	◇根拠法	農業協同組合法
◇貸出金残高	461億円		
◇長期共済保有高	5,419億円		

令和5年3月31日現在

J A綱領

— わたしたちJ Aのめざすもの —

わたしたちJ Aの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J Aへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J Aを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
<参考>内部統制システム基本方針	3
4. 事業の概況	5
5. 事業活動のトピックス	7
6. 農業振興活動	9
7. 自己改革工程表	10
8. 地域貢献情報等	13
9. リスク管理の状況	15
10. 主な事業の内容等	26
【経営資料】	
I 決算の状況	37
II 損益の状況	58
III 事業の概況	61
IV 経営諸指標	73
V 自己資本の充実の状況等	74
《定性的な開示事項》	74
《定量的な開示事項》	79
【JAの概要】	85
【参考】	91

※1. 本冊子は農業協同組合法第54条の3第1項に基づき作成したディスクロージャー資料です。

※2. 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

ごあいさつ

組合員・利用者みなさまには、JA大阪北部の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による経済社会活動抑制や、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う原材料価格の上昇、また円安の影響により依然として厳しい状況が続いております。

農業情勢におきましては、農業従事者の減少や高齢化の進展、人口減少に伴うマーケットの縮小など厳しい状況に置かれています。加えて、自然災害や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病などの予想しがたい災害の発生により多くの課題にも直面しています。

そのような状況のなか、当組合では、令和5年2月に営農経済事業の拠点整備として「箕面営農経済センター」をオープンし、地域農産物の提供拠点である農産物直売所を出荷者や利用者からより親しみを持ってもらうべく、公募にて愛称を「ほく彩館」に決定いたしました。今年度につきましては第8次中期経営計画の第2年度として着実に事業活動を進め、健全経営に向けて適切な経営管理を行い、万全な財務基盤の確立に努めております。

また、JA大阪北部は地域になくてはならないJAであり続けるため、「不断の自己改革」を着実に実践し自己改革工程表数値目標の達成に向けて「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組みます。

さらに、経済事業の収支改善に向けた取り組みを行い、JA全体の収益力の向上や合理化・効率化によって持続可能な経営基盤の強化を図ります。

本冊子は令和4年度の事業実績や活動内容等を取りまとめております。みなさまが当JAを利用されるにあたっての一助として、ご一読いただければ幸いに存じます。

今後とも引き続き、より一層の経営の健全性、信頼性向上に努めてまいりますので、組合員・利用者みなさまのご理解とご支援・ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

令和5年7月

大阪北部農業協同組合

代表理事組合長 中井 勝次

1. 経営理念

「食と農を基軸とした協同組合」としての事業活動によるJAファンづくりと、組合員・地域住民に愛される組織基盤づくりを目指します。

2. 経営方針

持続可能な地域農業の振興に取り組み、JAの総合事業を通じて地域社会に貢献し、将来の環境変化を踏まえた健全経営の確立・強化を図ります。

基本目標

1. 持続可能な地域農業の振興
2. 組合員・地域住民のJAへの参加・参画に向けた環境づくり
3. 将来の環境変化を踏まえた経営基盤の確立
4. JAの組織・事業・経営を支え活躍する「人」づくり
5. 広報活動の強化によるJAの魅力発信

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が、組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

JAの業務執行を行う理事には、組合各業務の専門化に対応するため、職員出身者の登用を行うとともに、男女共同参画社会基本法に基づき女性の理事への登用も行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

なお、当JAの令和4年6月28日開催の第22回通常総代会で選任された理事は、平成27年農協法改正により適用することとされた、農業協同組合法施行規則第76条の2第1項1号の理事構成要件を満たしています。

<参考>

内部統制システム基本方針

2019年 3月 1日制定
2023年 4月 1日改定
大阪北部農業協同組合

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - (3) 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - (4) 「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談若しくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - (7) 業務上知り得た当組合及び関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - (2) 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- (2) 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- (3) 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通を図ることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 財務諸表の適正性、財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

以 上

4. 事業の概況

①指導事業

実践的農業講座(11回)を開催、また農産物直売所への出荷農産物の品質向上のため、出荷者を対象に基礎栽培講習会(2回)を開催しました。

周年供給栽培に向けた補助事業として、パイプハウス資材購入補助事業(40件・3,000千円)を実施し、鳥獣害対策の補助事業として、有害鳥獣被害防止対策事業(198件・3,913千円)、狩猟免許に係る費用助成事業(14件・67千円)を実施しました。

②信用事業

(貯金の状況)

金融機関を取り巻く競争環境の激化の中、サマーキャンペーン、ウィンターキャンペーン、皆貯金を実施した結果、期首貯金残高3,997億96百万円に対し、期末残高は3,987億68百万円となりました。

また、年金相談会を開催し、利用者のみなさまのご相談に対応した結果、新たに1,771件の年金振込を口座指定していただきました。

(貸出金の状況)

ローン相談会の開催や賃貸住宅資金の提案等を行った結果、貸出金新規実行額は39億42百万円となりました。期首貸出残高461億89百万円に対し、期末残高は461億29百万円となりました。

③共済事業

3Q訪問活動によるあんしんチェック(保障内容の確認・点検・見直し等)を5,445件行い、組合員・利用者のみなさまが必要とされる共済の普及活動を行った結果、長期共済で453億63百万円、自動車共済で6,937件の実績となりました。また、病気や罹災及び自動車事故に対する共済金の支払い状況は、生命共済で9億6百万円、建物更生共済で97百万円、自動車共済で1億78百万円、その他共済を含めた支払共済金の合計は12億3百万円となりました。

④購買事業

廉価な資材を提供するため、肥料や農薬の予約購買を年2回実施し、春の予約購買においては、当組合独自の肥料価格高騰対策を実施しました。購買店舗では総合展示会の開催や、個別の訪問による商品提案も行いました。JAで購入いただいた農機具については、アフターサービスの一環として修理を2,128件行いました。

その結果、購買品取扱高実績は7億36百万円となりました。



⑤販売事業

地産地消米シルク21を含め、地元産米を管内各小中学校や大阪府下JA及び農産物直売所で925トン販売しました。

また、地元特産品の山椒・栗・枇杷・柚子を7トン荷受し、販売しました。

その結果、販売品取扱高実績は4億65百万円となりました。

○農産物直売所(ほく彩館)

農薬適正使用の徹底のため、出荷者講習会を実施しました。

生産者と消費者を結ぶ活動として、直売所での対面販売を12回実施しました。

他JA直売所などとの連携で、地元の珍しい商品を取り寄せ、顧客ニーズに応じた店舗運営・イベントを280回行いました。

その結果、農産物直売所実績は1億70百万円となりました。

⑥利用事業

各ライスセンターにおいて、水稻苗42,281枚を育苗供給し、乾燥調整では約754トンの玄米調整を行いました。

また、田植えや稲刈りの農作業受託を158件、約25ha実施しました。

⑦資産相談事業

組合員が所有する遊休地の有効活用提案について、各支店と情報を共有して積極的に取り組みました。また、賃貸住宅管理では、入退去に伴う室内工事や建物の外壁の改装等を提案し、空室率の改善に努めました。

その結果、総利益は73百万円となりました。



5. 事業活動のトピックス

年月日	処理事項
令和4年 4.1	人事異動、入組式、監事監査(期末棚卸監査)
4.5	会計監査人監査(現金棚卸監査 みのり監査法人)
4.19	事業推進大会、第1回ALM・リスク管理委員会、第1回コンプライアンス委員会
4.20	第1期実践的農業講座(1回目 開講式)
4.21	JA大阪北部女性協議会第22回通常総会(みのお山荘風の杜)
4.27	理事会、監事会
5.1	教材本出前授業(豊中市立中豊島小学校)
5.10~11	監事監査(期末監査)
5.11	代表理事等と監事の定期的会合
5.12	プランター実習で野菜作り体験(箕面市立萱野東小学校)
5.16	小曾根支店建替オープン
5.17	プランター実習で野菜作り体験(箕面市立萱野東小学校)
5.18	第1期実践的農業講座(2回目)
5.19	プランター実習で野菜作り体験(豊中市立豊島小学校)
5.20・23	会計監査人監査(期末監査 みのり監査法人)
5.23	監事会、みのり監査法人と監事の定期的会合
5.24	第2回ALM・リスク管理委員会
5.25	JA大阪北部年金友の会第22回通常総会
5.28	小曾根支店運営委員会ふれあい活動(落語会)
5.31	理事会、監事会
6.1~7.29	夏季貯蓄キャンペーン(サマーキャンペーン)
6.3	教材本出前授業(箕面市立西南小学校、豊中市立庄内西小学校)
6.4	親と子の「農業の応援団」(さつまいも植付)
6.7	教材本出前授業(豊中市立野畑小学校)
6.8	教材本出前授業(箕面市立萱野小学校)
6.8~10	地区別組合員座談会
6.10	教材本出前授業(豊中市立豊島小学校)
6.13	第2回コンプライアンス委員会、教材本出前授業(豊中市立原田小学校)
6.14	教材本出前授業(豊中市立千成小学校、箕面市立西小学校)
6.15	JA大阪北部実行組合長会連絡協議会第22回通常総会(萱野支店)、教材本出前授業(豊中市立豊島西小学校)
6.16	教材本出前授業(池田市立北豊島小学校)
6.21	教材本出前授業(豊能町立東能勢小学校)
6.22	第1期実践的農業講座(3回目)
6.24	教材本出前授業(箕面市立萱野北小学校)
6.28	第22回通常総代会、理事会、監事会、教材本出前授業(豊中市立緑地小学校)
6.29	夏野菜の基礎栽培講習会(細河支店)、教材本出前授業(箕面市立東小学校)
7.5	土壌分析診断、教材本出前授業(豊中市立蛍池小学校)
7.5~7	第1期実践的農業講座(4回目 圃場実習)
7.6	教材本出前授業(豊中市立庄内小学校)
7.7	教材本出前授業(豊能町立光風台小学校)
7.8	教材本出前授業(豊中市立西丘小学校)
7.12	教材本出前授業(豊中市立小曾根小学校)
7.14	第3回ALM・リスク管理委員会、第3回コンプライアンス委員会
7.15	教材本出前授業(豊中市立南丘小学校)
7.26	理事会、監事会
8.18	第4回ALM・リスク管理委員会
8.18~25	会計監査人監査(期中I監査 みのり監査法人)
8.20	親と子の「農業の応援団」(料理教室)
8.24	第1期実践的農業講座(5回目)
8.31	教材本出前授業(豊中市立桜塚小学校)
9.1	教材本出前授業(池田市立緑丘小学校)
9.2	教材本出前授業(豊中市立桜井谷東小学校)
9.7	プランター実習で野菜作り体験(池田市立神田小学校)
9.15	プランター実習で野菜作り体験(豊中市立原田小学校)
9.25	親と子の食農体験学習(大阪府立豊中高校能勢分校)
9.27	教材本出前授業(箕面市立箕面小学校)
9.29	理事会、監事会、みのり監査法人と監事の定期的会合



第22回JA大阪北部女性協議会連



年月日	処理事項
10.3	監事監査(半期棚卸監査)
10.7	教材本出前授業(池田市立呉服小学校)
10.8	親と子の「農業の応援団」(さつまいも収穫)
10.13	教材本出前授業(池田市立神田小学校)
10.15	高山真菜サポーターズ倶楽部(豊能町高山)
10.17	第5回ALM・リスク管理委員会、第4回コンプライアンス委員会、プランター実習で野菜作り体験(池田市立呉服小学校)
10.26	第1期実践的農業講座(6回目)
10.27	理事会、監事会
11.1~30	「農業の応援団」各支店にてプランター栽培講習会
11.1~12.30	冬季貯蓄キャンペーン(ウインターキャンペーン)
11.2	豊川支店運営委員会ふれあい活動(親睦ゴルフコンペ)
11.8~10	監事監査(半期決算監査)
11.10	代表理事等と監事の定期的会合
11.17	第1回総務委員会、第1回営農経済委員会
11.18	第1回金融共済委員会、第1期実践的農業講座(7回目 視察研修:兵庫)
11.19	箕面市農業祭
11.19~20	池田市農業祭
11.22	第6回ALM・リスク管理委員会
11.26	豊中市農業祭
11.28~29	JA大阪北部女性協議会役員研修旅行(香川)
11.28~12.1	会計監査人監査(期中Ⅱ監査 みのり監査法人)
11.29	教材本出前授業(箕面市立萱野東小学校)
11.30	理事会、監事会
12.1	JA大阪北部実行組合長会連絡協議会視察研修(滋賀)
12.1~2	土壌分析診断
12.6	第1期実践的農業講座(8回目)、教材本出前授業(豊中市立大池小学校)
12.20	理事会、監事会
令和5年	
1.14	親と子の「農業の応援団」(味噌作り)
1.17	第7回ALM・リスク管理委員会、第5回コンプライアンス委員会
1.18	第1期実践的農業講座(9回目)
1.24~27	会計監査人監査(内部統制運用評価監査 みのり監査法人)
1.25	理事会、監事会
2.6	箕面営農経済センターオープン
2.8	第1期実践的農業講座(10回目)
2.10	池田支店運営委員会ふれあい活動(税務セミナー)
2.14	料理講座「春を迎える養生ご飯」
2.14~17	支店別組合員座談会
2.16	第8回ALM・リスク管理委員会
2.17	農産物直売所 愛称「ほく彩館」に決定
2.21~22	大阪府事後確認検査
2.22	冬春野菜の基礎栽培講習会(細河支店)
2.27	理事会、監事会
3.1	東郷支店運営委員会ふれあい活動(野菜栽培講習会)
3.6	第2回総務委員会、第2回金融共済委員会、第2回営農経済委員会
3.7~9	会計監査人監査(自己査定監査 みのり監査法人)
3.8	第1期実践的農業講座(11回目 修了式)
3.15	小曾根支店運営委員会ふれあい活動(親睦ゴルフコンペ)
3.22	農産物直売所出荷者講習会(萱野支店)
3.23	第9回ALM・リスク管理委員会、第6回コンプライアンス委員会
3.25	高山真菜サポーターズ倶楽部(豊能町高山)
3.30	理事会、監事会
3.31	会計監査人監査(経済棚卸監査 みのり監査法人)



当該事業年度におけるローン相談会開催回数	当該事業年度における年金相談会開催回数
28回	18回

6. 農業振興活動

- 安全・安心な農作物の提供を目指し生産履歴記帳運動を展開しています。
当JAに出荷される米については、出荷契約書と同時に栽培記録簿を配布し、米の出荷前に回収・点検をしています。また、農産物直売所への野菜等の出荷についても栽培防除履歴記帳の徹底を指導しています。
- 地産地消の推進を行い、特に地産地消米の販売促進として農業祭・地域イベント等に積極的に参加し、地場産米（シルク21）のPRに努めています。
- 管内全市町の米飯給食用に地場産米を供給することや、地場産野菜の給食用への利用を通じ、食農教育に取り組んでいます。
- 有害鳥獣被害対策としての電気柵等の購入補助事業や狩猟免許の取得費用助成事業、農家所得向上・安定対策としてのパイプハウス資材購入補助事業を実施しています。
- 農業関連融資については、13ページの【制度融資の概要】をご覧ください。

◇地域密着型金融への取り組み

- 農業者等の経営支援に関する取り組み方針
当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、取り組んでまいります。
- 農業者等の経営支援に関する態勢整備
当JAでは、貸出審査研修や資産査定研修を行い、組合員・利用者のみなさまの経営活動の支援とコンサルティング機能の強化に努めています。
- 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援
 - ・当JAでは農機ハウスローン・担い手応援ローン・新規就農応援資金といった各種農業資金を提供し、また行政と連携し農業近代化資金や大家畜経営改善支援資金などを通じて農業者の経営及び生活の支援を行っています。また、農作物の被害の軽減や安定収入を目的に電気柵本体・資材やパイプハウス資材購入、狩猟免許取得の補助事業を実施しています。
 - ・農産物直売所や農業祭を通じて生産者と消費者の架け橋としての役割を担ってまいります。
- 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献
社会見学・職場体験の受入れや、親と子の食農体験学習・食農教育出前授業の実施により幅広い世代への農業に関する理解促進に努めています。



7. 自己改革工程表

J A大阪北部は、これまで組合員との対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

この結果、平成30年度より実施した「J Aの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から自己改革の一定の評価と一層の期待、また、多くの准組合員から総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

令和4年度からは組合員との対話に基づく自己改革実践サイクルの取り組みを開始し、農業者の所得増大に向けて、スマート農業の促進等に取り組むほか、J Aの経営基盤強化や組合員との対話・意思反映の取り組みもすすめることで、自己改革によるさらなる進化を目指しています。

今後とも、J A大阪北部は地域になくてはならないJ Aであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との対話を通じ、総合事業を基本とした「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

1. 自己改革を実践するための具体的な方針

- (1) 訪問活動等を通じた「組合員との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
- (2) 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる組合員目線での必要な取り組みを目標及び施策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組みます。
特に、多様な担い手や直売所出荷者等を対象として、次のことに取り組んでまいります。
[①多様な担い手への営農相談（指導）](#)、[②スマート農業の促進](#)、[③大阪産米消費拡大に向けたPR](#)、[④直売所での取扱高増加](#)
- (3) 改革の取り組みと成果について「組合員との対話」等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCAサイクルを回し、「不断の自己改革」を着実に実践します。

2. 自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内の環境課題では農地の減少や組合員の高齢化が進み、経営課題では営農経済事業の赤字収支構造の常態化や信用・共済事業の将来収益の縮小が懸念される状況になっております。

こうした情勢のなか、現状のまま事業改革を進めなかった場合の5年後の成行きについてシミュレーションを行ったところ、現状と比べて事業利益が減少するものの一定水準の利益を確保できる見通しとなりました。

今後も営農経済事業の収支構造の改善をはじめとした自己改革を支える経営基盤の確立・強化を図っていくため、販売力の強化を通じた事業伸長、効率的な施設運営を通じた費用削減等により、健全で持続性のある経営を確保する取り組みを実践していきます。

3. 自己改革の実践に向けた組合員との対話・意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話のみならず、地域に根ざしたJ Aを目指して直売所利用者モニターや准組合員モニター、支店運営委員会等の仕組みを通じて、『「わがJ A」意識を持ち、組合とともに地域を豊かにするパートナー』である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJ A運営を実現し、組合員の評価をふまえた必要な見直しを行います。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

農業者の所得増大・農業生産の拡大				
重点項目・効果		成果・数値目標		
①多様な担い手への営農指導資格取得		令和4年度		令和5年度
想定される効果 (売上増加)	出向く体制の構築及び 人材育成による 営農指導の充実	計画	営農指導員資格 取得5名	営農指導員資格 取得5名
		実績	4名合格	
②スマート農業の促進		令和4年度		令和5年度
想定される効果 (効率化)	将来的な農作業効率化を 目的としてドローンによる 農薬散布面積拡大	計画	ドローンによる カメムシ防除受託 30ha	ドローンによる カメムシ防除受託 100ha
		実績	98ha	
③大阪産米消費拡大に向けたPRによる売上増		令和4年度		令和5年度
想定される効果 (売上増加)	米の消費拡大	計画	143,700kg	120,000kg
		実績	113,000kg	
④直売所での取扱高増加		令和4年度		令和5年度
想定される効果 (売上増加)	来店客単価増	計画	20,000万円	22,000万円
		実績	17,000万円	



経営基盤の確立・強化				
重点項目・効果		成果・数値目標		
箕面市管内購買店舗のセンター化による効率運営		令和4年度		令和5年度
3店舗から1店舗への 効率的運営による人員の捻出		計画	再編案の決定	—
		実績	令和5年2月に 1店舗に統合	
信用事業利益の確保		令和4年度		令和5年度
調達コストを抑制した貯金残高維持		計画	399,796百万円	貯金期首残高の維持
		実績	398,768百万円	



組合員との対話・意思反映			
項目	令和4年度		令和5年度
		計画	
正組合員との訪問・対話(人数)	計画	2,000人	2,000人
	実績	3,134人	
組合員座談会(回数、出席人数)	計画	20回、300人	26回、300人
	実績	21回、234人	
直売所利用者モニター(意見提出人数)	計画	200人	200人
	実績	200人	
支店運営委員会での准組合員参加(人数)	計画	20人	20人
	実績	22人	
農業の応援団(准組合員参加人数)	計画	100人	100人
	実績	182人	
准組合員モニター(人数)	計画	—	20人
	実績	—	



8. 地域貢献情報等

◇地域貢献情報

○全般に関する事項

当JAは、豊能町、能勢町、池田市、箕面市、豊中市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民のみなさまが組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営している協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域密着型金融機関です。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、様々な事業活動を展開しています。

また、当JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

○地域からの資金調達の状況

当JAの令和5年3月末の貯金残高は、3,987億68百万円で、組合員のみなさまの計画的な資産作りをお手伝いさせていただくため、目的や期間に応じた各種貯金の取り扱いをしています。（商品一覧については27ページをご覧ください。）

○地域への資金供給の状況

当JAの令和5年3月末の貸出金残高は、461億29百万円で、当JAの資金は、その大半が組合員等のみなさまからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としています。

当JAでは資金を必要とされる組合員のみなさまや、地方公共団体などにご利用いただいています。（商品一覧は28ページをご覧ください。）

なお、融資残高の内訳及び制度融資の概要等は以下のとおりです。

【融資残高の内訳】

（単位：千円）

貸出金貸出先		令和5年3月末残高
組合員		35,671,327
員外	地方公共団体	7,730,932
	地方公社等	—
	金融機関	—
	その他員外	2,727,632
	計	10,458,564
合計		46,129,891

（注）地方公社等とは、農業協同組合法第10条第20項第1号及び第2号の規定によるいわゆる過半出資非営利法人、産業基盤整備関連法人及び生活環境整備関連法人をいいます。

【制度融資の概要】

（令和5年3月31日現在）

制度資金名	内容	件数
大家畜経営改善支援資金	大家畜経営に対する経営改善資金や経営継承資金	1
大阪府就農支援資金	農業技術の習得や就農準備、経営開始に必要な資金	1
農業近代化資金	意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な長期かつ低利の資金	1
合計		3

（注）上記の制度資金は、令和5年3月31日現在で当JAにおいて貸出残高があるものを記載しています。

〔経営者保証に関するガイドラインに基づいた対応方針〕

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手段を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資金額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生活費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

○文化的・社会的貢献に関する事項

農業を通じての地域住民のみなさまとのふれあい活動の一環として各市町等との協働により「農業祭」を開催するとともに、営農指導等付加価値のついた「ほくちゃん農園」を運営し、地域住民のみなさまに農業にふれあう機会を提供しています。また、食農体験学習（小学生対象）や食農教育出前授業（小学5年生対象）、管内5校の小学校を対象に野菜作り体験を実施し、食料の大切さ・農業を身近なものに感じてもらっています。

さらに、地元産米「キヌヒカリ、きぬむすめ等」を地元小・中学校の米飯給食用として供給し、その風味豊かな美味しさを味わっていただいています。

コミュニティー活動の一環としては、組合員・利用者みなさまに当JAをよりご理解いただくために、広報誌「ほくほく」を隔月（年7回）で発刊するとともに、支店報も作成・配布し地域活動の活性化を図っています。また、当JAのホームページ（令和4年度総アクセス数は117,904回でした）を開設していますので当JAのサイト（<https://www.ja-osakahokubu.or.jp/>）へお気軽にお立ち寄り下さい。

また、「大阪北部農協実行組合長会連絡協議会」、「大阪北部農協女性協議会」、「大阪北部農協年金友の会」及び「支店運営委員会」を組織し、各地域間の親睦を図るとともに、「年金相談会」及び「ローン相談会」も実施しています。

9. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者みなさまに安心して当JAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に金融共済部融資課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融共済部金融課は、理事会で決定した運用方針及びALM・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融共済部金融課が行った取引については総務部が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のみスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク

(市場流動性リスク)の事です。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクの事です。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクの事です。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクの事です。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「オンラインシステム管理要領」を策定しています。

◇法令遵守の体制

〔コンプライアンス基本方針〕

JA大阪北部は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

1. 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
2. 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
3. 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 当組合は、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
5. 当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般に係る検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者のみなさまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しています。(詳細は下記のとおりです。)

当JAの監事は、経営の健全な発展に資するため、農業協同組合法(第35条の5)及び農業協同組合法施行規則(第81条)に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報(組合経営に関する事象に限る)の提供を求めています。

当JAの理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛に連絡下さいますようお願いいたします。

大阪北部農業協同組合 監事会

封書送付先：住 所 〒562-0043箕面市桜井2-8-8
連 絡 先 JA大阪北部 本店 監査室
受付監事 大石 昌也 宛

※当JAの業務に関する一般的な苦情については、別途窓口を設置しておりますので、そちらをご利用下さい。

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受付いたしかねますので、予めご了承下さい。

【一般苦情相談窓口】

担当部署名：総務部企画課(Tel：072-725-0751)

〔利用者保護等への取組み〕

当JAでは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む)のみなさまの正当な利益の保護と利便の確保のために、理事会において決議した「JAバンク利用者保護等管理方針」に基づき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。(「JAバンク利用者保護等管理方針」については、下記をご参照下さい。)

JAバンク利用者保護等管理方針

2010年10月 1日制定
大阪北部農業協同組合

大阪北部農業協同組合（以下「当組合」という。）は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行います。

- 1 当組合は、お客さまに対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 当組合は、お客さまからの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。
- 3 当組合は、お客さまに関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう、努めます。
- 5 当組合は、当組合との取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。

※1. 本方針の「お客さま」とは、「農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業で取引をされている方及び今後取引を検討されている方」をいいます。

※2. 本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

以 上

[利益相反管理への取組み]

当JAでは、組合員・利用者みなさまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインならびに理事会において決議した「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行してまいります。（「利益相反管理方針の概要」については、下記をご参照下さい。）

利益相反管理方針の概要

2009年 6月 1日制定
大阪北部農業協同組合

大阪北部農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドライン並びに当組合で定める利益相反管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行いたします。

当組合は、法令等にしがたい、当組合の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 対象取引の範囲

利益相反管理方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1)お客さまと当組合の間の利益が相反する類型
- (2)当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1)利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2)各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3)利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4)各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、又は、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5)利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1)対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2)対象取引又は当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3)対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)
- (4)その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1)当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は営業部門からの影響を受けないものとします。又、当組合の役職員に対し、利益相反管理方針および利益相反管理方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2)利益相反管理統括者は、利益相反管理方針にそって利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当組合は、利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、大阪北部農業協同組合本店 総務部企画課 (TEL: 072-725-0751)までご連絡ください。

◇マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定のうえ方針を定め、これを遵守します。（「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」については、下記をご参照ください。）

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

2019年 3月 1日制定
大阪北部農業協同組合

大阪北部農業協同組合（以下「当組合」という。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

以 上

◇金融円滑化への取組み

当ＪＡでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。（「金融円滑化にかかる基本の方針」については、下記をご参照下さい。）

金融円滑化にかかる基本の方針

2010年 1月25日制定
2013年 4月 1日改定
大阪北部農業協同組合

当ＪＡ大阪北部（以下「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。具体的には、
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

(金融関係) 各支店及び本店金融共済部金融課 電話：072-725-0752
月～金 午前9時～午後5時 (金融機関の休業日を除く)

(共済関係) 各支店及び本店金融共済部共済課 電話：072-725-0763
月～金 午前9時～午後5時 (金融機関の休業日を除く)

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

- ・東京弁護士会紛争解決センター 電話番号：03-3581-0031
- ・第一東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3595-8588
- ・第二東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3581-2249
- ・京都弁護士会紛争解決センター 電話番号：075-231-2378
- ・兵庫県弁護士会紛争解決センター 電話番号：078-341-8227
- ・公益社団法人民間総合調停センター (大阪府)

①の窓口又はJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、(電話：03-6837-1359)にお申し出下さい。

なお、東京三弁護士会(東京、第一東京、第二東京)、京都弁護士会、兵庫県弁護士会の仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京三弁護士会(東京、第一東京、第二東京)の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、お客様は、兵庫県弁護士会紛争解決センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会紛争解決センターで手続を進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は、JAバンク相談所又は東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せ下さい。

・共済事業

- ・一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)
(<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>)
- ・一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構 (<https://www.jibai-adr.or.jp/>)
- ・公益財団法人 日弁連交通事故相談センター (<https://n-tacc.or.jp/>)
- ・公益財団法人 交通事故紛争処理センター (<https://www.jcstad.or.jp/>)
- ・日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR
(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。上記①の窓口またはJA共済相談受付センター(電話：0120-536-093)にお問合せ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告するとともに被監査部門に通知し、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長及び監事に報告するなど、適切な措置を講じています。

◇金融商品の勧誘方針

金融商品の勧誘方針

2001年4月 1日制定
2008年6月26日改定
大阪北部農業協同組合

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者のみなさまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者のみなさまの商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者のみなさまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者のみなさまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者のみなさまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者のみなさまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者のみなさまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

以 上

個人情報保護方針

2005年 4月 1日制定
2022年 4月 1日最終改定
大阪北部農業協同組合

大阪北部農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。また、当組合は、番号利用法第19

条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人情報等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人情報とは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

◇情報セキュリティ基本方針

情報セキュリティ基本方針

2005年 4月 1日制定
2022年 8月 1日改定
大阪北部農業協同組合

大阪北部農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報

セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

6. 当組合は、第三者に対する業務の委託にあたり、委託先が委託業務に関する当組合の情報資産に対して適切な安全管理措置を実施するよう求め、その監督に努めます。

以 上

10. 主な事業の内容等

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、「JA・信連・農林中金」の総合力を結集し、ひとつの金融機関、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

公共料金、府税、市町税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

また、平成17年3月1日より貯金保険制度による「全額保護」をご希望の組合員・利用者のみなさまのために、決済用貯金(「普通貯金無利息型(決済用)」及び「総合口座の普通貯金無利息型」)をご用意しています。この決済用貯金は、平成17年4月以降「全額保護」となっています。

●貯金商品一覧

種類		特色	期間	お預入金額	付利単位
総合口座	普通貯金	普通貯金とスーパー定期・期日指定定期貯金を1冊の通帳にセット。お給料や年金、配当金の自動受取、公共料金などの自動支払、通帳がなくてもカード1枚で貯金が引き出せるキャッシュカードなど便利なサービスがご利用いただけます。いざというときはいつでも定期貯金の90%以内、最高200万円まで自動融資をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	100円
	普通貯金(無利息型)			1円以上	—
	定期貯金(自動継続)		1ヵ月以上	1円以上	1円
当座貯金		小切手や手形が使える商取引等に便利な貯金です。	出し入れ自由	1円以上	—
普通貯金		出し入れ自由なお財布代わりに、給料・年金の受取にも便利です。	出し入れ自由	1円以上	100円
普通貯金 無利息型(決済用)		無利息の普通貯金、全額貯金保険制度により保護されます。	出し入れ自由	1円以上	—
納税準備貯金		納税のための普段から準備していただく貯金です。	お引き出しは納税時	1円以上	100円
貯蓄貯金		普通貯金と同じように出し入れ自由です。	出し入れ自由	1円以上	1円
通知貯金		まとまった資金を短期でお預けいただく場合に有利です。	7日以上	5万円以上	1円
定期積金	目標式	目標を決めて、毎月一定日に積み立てていく貯金です。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上	1円
	定額式	毎月一定日に一定金額を積み立てていく貯金です。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上	1円
積立定期貯金	エンドレス型	いつでも都合に合わせて積立期間、積立金額を定めず、自由に積み立てる貯金です。	積立期間 定めず	1円以上	1円
	満期型	預入期間を指定して、積み立てる貯金です。	6ヵ月以上10年以内 (据置1ヵ月以上3年以内)	1円以上	1円
期日指定定期貯金		1年の据置期間経過後は、1ヵ月前までに通知いただければ、いつでもお引き出しできます。	1年以上 3年以内	1円以上 300万円未満	1円
スーパー定期貯金		期間・金額に合わせてお選びいただける貯金です。	1ヵ月以上 10年以内	1円以上	1円
大口定期貯金		1,000万円以上の運用にご利用いただける有利な貯金です。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円 以上	1円
変動金利型定期貯金		6ヵ月ごとに金利の見直しを行う貯金です。	1年・2年・3年	1円以上	1円
財産形成貯金	一般財形	積立額、貯蓄目的とも自由。	3年以上	1円以上	1円
	財形年金	在職中に退職後のために積立を行い、60歳以降に年金方式(3ヵ月ごと)でお受け取りになれます。	5年以上	1円以上	1円
	財形住宅	住宅取得を目的に、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典があります。	5年以上	1円以上	1円

◇貸出業務

農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員のみなさまの生活を豊かにするための生活関連資金の融資を行っています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民のみなさまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へもご融資し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付も取り扱っています。

●貸出商品一覧

種 類	お使いみち	ご融資金額	期 間	
不動産担保	経営刷新資金	賃貸アパート・マンションや貸倉庫の建設等、不動産の有効利用に必要な資金	理事会議決限度額の範囲内	35年以内
	資産継承ローン	相続税の納税や他の相続人に支払うために必要な資金	理事会議決限度額の範囲内	30年以内
	住宅ローン	住宅の新築、住宅購入（中古住宅含む）、増改築、宅地の購入、住宅ローン借換等に必要な資金	1億円以内	40年以内
各種ローン	リフォームローン	自宅の増改築、補修等住宅関連設備に必要な資金	(大阪府農業信用基金協会) 1,000万円以内	15年以内
			(三菱UFJニコス) 1,500万円以内	15年以内
	多目的ローン	買い物、レジャー等生活に必要とする資金	500万円以内	10年以内
	マイカーローン	自動車、バイクの購入(中古車を含む)等に必要な資金	1,000万円以内	10年以内
	教育ローン	教育（入学金、授業料、アパートの家賃等）に必要な資金	1,000万円以内	15年以内
	農機ハウスローン	農機具の購入、修理、パイプハウス等の資材に関する資金及び他金融機関の農機具ローンの借換に必要な資金	1,800万円以内	10年以内
	担い手応援ローン	(個人) 農業生産に直結する運転資金 (法人) 農業経営に必要な運転資金	3,000万円以内	1年以内
	新規就農応援資金	農業経営にかかる設備・運転資金	1,000万円以内	(短期資金) 1年以内 (長期資金) 17年以内

◇為替業務

全国の J A ・ 信連 ・ 農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込 ・ 送金や手形 ・ 小切手等の取立が安全 ・ 確実 ・ 迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当 J A では、コンピュータ ・ オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払、給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、全国の J A での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行及びコンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスやインターネットバンキングなど、いろいろなサービスに努めています。

●手数料一覧 (注)手数料については、いずれも消費税込の金額です。

■振込手数料

系統金融機関あて	窓口利用	(3万円未満)	(1件につき) 220円
		(3万円以上)	(1件につき) 440円
	A T M利用		(1件につき) 110円
	インターネットバンキング		(1件につき) 110円
他金融機関あて	窓口利用	(3万円未満) (電信・文書とも)	(1件につき) 550円
		(3万円以上) (電信・文書とも)	(1件につき) 770円
	A T M利用 (電信・文書とも)		(1件につき) 330円
	インターネットバンキング (電信・文書とも)		(1件につき) 220円

※当 J A の本支店間あては、窓口 ・ A T M ・ インターネットバンキングとも無料です。

■送金手数料

系統金融機関あて	(1件につき)	440円
他金融機関あて	(1件につき)	660円

備考

●金融機関(短資会社を含む)、証券会社が依頼人となる「系統金融機関宛」送金、振込みについては、「他金融機関宛」の料率となります。

■代金取立手数料

隔地間	至急扱い	(1通)	1,100円
	普通扱い	(1通)	880円

■その他手数料

電子交換(手形・小切手等の入金)	(1件につき)	1,100円
送金・振込の組戻料	(1件につき)	1,100円
不渡手形返却料	(1通につき)	1,100円
取立手形組戻料	(1通につき)	1,100円
取立手形店頭呈示料	(1通につき)	1,100円

※ただし、1,100円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴収します。

備考

●電子交換所に参加しない金融機関宛または郵送対応が必要となるものは個別取立で対応します。

■貯金業務に係る手数料

貯金残高証明書	貯金残高証明書（当組合書式）	(1通)	550円
	貯金残高証明書（当組合書式以外）	(1通)	2,200円
	相続貯金等残高証明書（貸出金を含む）	(1通)	1,100円
	教育資金管理契約にかかる貯金残高証明書	(1通)	1,100円
	結婚・子育て資金管理契約にかかる貯金残高証明書	(1通)	1,100円
取引履歴明細表		(1通)	550円
再発行手数料	貯金通帳※1	(1冊)	1,100円
	貯金証書※1	(1通)	1,100円
	I Cキャッシュカード※1	(1枚)	1,100円
校納金取扱手数料	振替処理1件につき(振替処理の都度)	(1件)	11円
成年後見支援貯金	口座開設時		13,200円
	年間管理料(1年につき)		13,200円
未利用口座管理手数料	2年間口座異動がない場合	(毎年)	1,320円
手形等用紙代	小切手帳	署名鑑 有り・無し	(1冊) 11,000円
		署名鑑 登録	(1件) 4,400円
		署名鑑 変更	(1件) 2,200円
	約束手形	署名鑑 有り・無し	(1冊) 11,000円
		署名鑑 登録	(1件) 4,400円
		署名鑑 変更	(1件) 2,200円
		自己宛小切手※2	(1枚)

※1 紛失・汚損等顧客の管理責任に帰する場合に徴収します。

※2 顧客の依頼による場合にのみ徴収します。

■融資業務に係る手数料

貸出金残高証明書	(1通)	550円
融資証明書		無料
完済証明書	(1通)	550円
住宅取得年末残高証明書		無料
確定申告用利息証明書		無料
貸出金・利息払込証明書	(1通)	550円
ワイド・カードローン再発行	(1枚)	1,100円
償還明細書再発行	(1通)	550円
住宅ローン 経営刷新資金 賃貸住宅資金 資産継承資金 生活改善資金 事業資金	各種条件変更等 <small>〔手数料を徴収しない条件変更に 該当するものは除く〕</small>	5,500円
	一部繰上返済	5,500円
	全額繰上返済	11,000円
定期担保 定積担保 共済担保	各種条件変更等 <small>〔手数料を徴収しない条件変更に 該当するものは除く〕</small>	1,100円
	一部繰上返済	1,100円
	全額繰上返済	2,200円
小口ローン	各種条件変更等 <small>〔手数料を徴収しない条件変更に 該当するものは除く〕</small>	1,100円
	一部繰上返済	1,100円
	全額繰上返済	2,200円
J A ネットバンクによるローン一部繰上返済		無料
融資実行手数料	住宅ローン	11,000円

※貸出業務手数料を徴収しない条件変更の詳細については窓口でおたずねください。

■両替・硬貨入金整理に係る手数料

両替・硬貨入金整理に係る手数料	1枚～100枚	無料
	101枚～500枚	660円
	501枚～1,000枚	1,320円
	1,001枚以上	1,980円

①取扱い枚数の算定基準は、お客様がお受け取りになる枚数、またはお客様から当店へお引渡しになる枚数のいずれか多い方とします。

②硬貨から紙幣への両替に関する手数料及び硬貨持ち込みによる口座への入金についても上記の手数をいただきます。

③硬貨計数後に両替・入金を取りやめる場合や金額を変更する場合も所定の手数をいただきます。

④1日に複数回に分けて依頼されるなど、実質的に同一の取扱いにあたる場合は合計枚数での手数料をいただきます。(紙幣の入金は除きます)

⑤汚損等により硬貨計数機で算定不能となる場合がございますので、汚れた硬貨等は事前に清掃して持参ください。

※手もとの都合によりご希望に添いかねる場合はご容赦ください。

■保護預り業務に係る手数料

預り手数料	国債等の保護預り1口座(1ヵ月)	無料
-------	------------------	----

■その他業務に係る手数料

貸金庫使用料(1年間)		5,500円
出資金残高証明書	(1通)	220円
解約返戻金相当額等証明書(共済)	(1通)	1,100円

■CD・ATM利用手数料

	ご利用時間		JAバンク	ゆうちょ銀行	セブン銀行 イーネットATM ローソン銀行	三菱UFJ銀行	提携銀行	
	お預け入れ	平日	8:00～8:45	無料	110円	110円	提携外	提携外
8:45～18:00			無料		無料			
18:00～21:00			110円		110円			
土曜		8:00～9:00	110円		110円	提携外	提携外	
		9:00～14:00	無料		無料			
		14:00～21:00	110円		110円			
日・祝日	8:00～21:00	110円	110円					
お支払い	平日	8:00～8:45	無料	110円	110円	110円	ご利用金融機関による所定の手数料となります。	
		8:45～18:00		無料	無料	無料		
		18:00～21:00		110円	110円	110円		
	土曜	8:00～9:00		110円	110円	110円		
		9:00～14:00		無料	無料	110円		
		14:00～21:00		110円	110円	110円		
	日・祝日	8:00～21:00		110円	110円	110円		

※出金取引は、キャッシュカードと通帳の併用が可能ですが、入金取引はキャッシュカードのみ、又は通帳のみの取引となります。

※盗難・紛失の場合の連絡先

平日9時から17時(JA窓口)

平日9時から17時以外の時間帯・土曜日・日曜日・祝日(TEL:0120-212-217 JAバンク大阪信連)

※出金限度額

磁気カード50万円、ICキャッシュカード100万円

[共済事業]

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、相互扶助を基本理念に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、組合員・利用者のみなさまが日常生活をおくるうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています。

■共済保証一覧

長期共済（共済期間5年以上の契約）

種類	内容
終身共済	一生涯にわたって備えられる万全保障です。 <ul style="list-style-type: none"> 一生涯にわたって万全の保障が確保できます。 万全のとき、手厚い一時金をお受取りいただけます。 家族収入保障特約を付加した場合は一時金に加え、残されたご家族の収入保障として年金をお受取りいただけます。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万全保障をしっかりと準備できます。
養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万全保障です。 <ul style="list-style-type: none"> 満期時にはまとまった満期共済金をお受取りいただけます。 万全のとき、手厚い一時金をお受取りいただけます。 定期的にまとまった資金を受け取れる中途給付プランも選択できます。
子ども共済	お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万全保障です。「貯蓄性」や「保障の充実性」などニーズにあわせて3タイプからお選びいただけます。
医療共済「メディフル」	日帰り入院からまとまった一時金を受け取れる充実の医療保障です。 <ul style="list-style-type: none"> 日帰り入院からまとまった一時金を受け取れます。※プランによって異なります。 先進医療保障ありを選択した場合、全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
がん共済	「生きる」を応援する充実のがん保障です。 <ul style="list-style-type: none"> 「がん」を幅広く一生涯を通じて保障します。※共済期間を終身とした場合。 「がん」診断時から再発・長期治療までしっかり保障します。 先進医療保障ありを選択した場合、全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
介護共済	一生涯にわたって備えられる介護保障です。 <ul style="list-style-type: none"> 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。 介護共済金をまとまった一時金でお受取りいただけます。
認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。 <ul style="list-style-type: none"> 認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障します。 認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。 簡単な告知でご加入いただけます。
生活障害共済「ささエール」	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害状態を幅広く保障します。※身体障害者福祉法に定める1～4級の障害を保障します。 身体障害者手帳制度に連動したわかりやすい保障です。
特定重度疾病共済「そなエール」	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。 <ul style="list-style-type: none"> 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障いたします。
予定利率変動型年金共済「ライフロード」	確実に受け取れる安心に増える楽しみをプラスした年金共済です。 <ul style="list-style-type: none"> 年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。 積立で感覚で老後の生活資金が手軽に準備できます。 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。 個人年金保険料控除が受けられます。※所定の条件を満たし、税制適格特約を付加している場合に限り。
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方もご加入しやすい万全保障です。 <ul style="list-style-type: none"> 通院中の方も、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。 一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障です。 <ul style="list-style-type: none"> 通院中の方も、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。 日帰り入院から、手術、放射線治療を一生涯保障します。 持病(既往症)の悪化・再発もしっかり保障します。 先進医療保障ありを選択した場合、全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
一時払終身共済(H28.10)	ご加入しやすく将来の安心を増やせる一生涯の万全保障です。
一時払介護共済	まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障です。
建物更生共済「むてきプラス」	火災や盗難などの事故はもちろん、台風、大雪、竜巻や地震などの自然災害による損害もしっかり保障します。また、満期共済金は、建物のリフォームや家財の買替資金としてご利用いただけます。

短期共済（共済期間5年未満の契約）

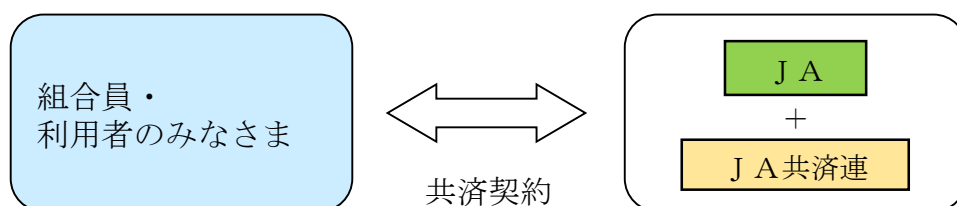
種 類	内 容
火 災 共 済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。
自 動 車 共 済 「クルマスター」	クルマスターは、保障もサービスも、安心・充実！必要な保障をムダなくそろえた自動車共済です。
傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による死亡やケガを保障します。さまざまなアクシデントに備えて選べる8つのプランをご用意しております。
賠 償 責 任 共 済	日常生活上の賠償事故を保障します。
自 賠 責 共 済	自賠責共済(保険)は、自動車事故の被害者を保護・救済するため「自動車損害賠償保障法」に基づき、すべての自動車(二輪・原付も含みます)(※)に加入を義務づけ運営されている「強制共済(保険)」です。未加入の場合、法律違反となりますので加入もれにご注意ください。 ※トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。
イ ベ ン ト 共 済	イベント開催時の、万一の事故などに対する安心の保障をご用意しています。

この資料は、概要を説明したものです。詳細につきましては、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」及び「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

◇ J A 共済の役割

J A 共済は、J A と J A 共済連 がそれぞれ機能分担を行い、組合員・利用者みなさまに密着した生活総合保障活動を行っています。

共済契約は、J A と J A 共済連が共同でお引き受けいたします。



J A

- ・ J A 共済の窓口です。
- ・ 組合員・利用者みなさまの立場に立った事業活動でみなさまの暮らしをサポートしています。

J A 共済連

- ・ J A の共済事業をバックアップするため、さまざまな企画や開発、資産運用などを行っています。

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した特産物（粟、山椒、枇杷、柚子等）の選果選別を徹底し、有利販売に取り組んでいます。

地場産米のキヌヒカリについては「シルク21」として拡販に努めています。また、米の一部については「大阪エコ農産物米」として認証され販売しています。さらに、「地産地消」の取り組みとして、平成30年2月に農産物直売所をグランドオープンし、消費者に直接地元の農家から持ち寄った農産物の提供を推進しています。

※当JAの直売所及び朝市についてはJA大阪北部ホームページ (<https://www.ja-osakahokubu.or.jp/>) をご覧下さい。

◇購買事業

組合員・利用者のみなさまへの農業生産に必要な肥料、農薬、農機具等の生産資材の供給と米及び生活に必要な物資の供給を行っています。

また、小型農機具の点検・修理を実施し、供給だけでなくアフターサービスの充実に取り組んでいます。

◎肥料・農薬・生産資材の供給

水稻、野菜、果樹などの肥料・農薬からトラクター・コンバインなどの農業機械、また、鎌・鍬といった小農具、農業用ビニール等農業生産に必要な資材を取り扱っています。

◎生活物資の供給

農作業で使用する帽子・軍手などをはじめ、多種多様の一般消費財を取り扱っています。

●主要購買品目

	分類	主要品名
生産資材	飼料	スターレイヤー 大豆粕 圧ペン麦 他
	肥料	化成肥料12-16-14 Mg4 大阪北部エコ有機3号 化成肥料14-10-13 油粕 化成肥料8-8-8 Mg1 とれ太郎 ユーコート202 発酵鶏糞（トリエース） 他
	農薬	スミチオン乳剤 トレボン乳剤 スタークル粒剤 ダイアジノン粒剤5 ジェイエース粒剤 シング乳剤 ラウンドアップマックスロード バスタ 他
	保温資材	農用ビニール 農用ポリ 黒マルチ パオパオ 寒冷紗 他
	包装資材	各種紙箱 ポリ袋 ラベル PPテープ 他
	農業機械	トラクター 刈払機 管理機 噴霧器 他
	石油類	エンジンオイル 他
	建築資材	パイプハウス シロアリ防除 耐震工事の施工 他
	その他	農具 種苗 他
生活物資	米	新潟コシヒカリ 秋田こまち 他
	食料品	塩 漬物の素 他
	衣料品	麦わら帽子 合羽 軍手 他
	耐久消費財	仏壇仏具 掛軸 石碑 畳 他
	日用保健雑貨用品	洗剤 トイレトペーパー等紙類 他

◇利用事業

ライスセンターにおいて、水稻苗の育苗や乾燥調整を行っています。また、農地保全と不耕作農地の解消や組合員の作業の省力化・軽減を図るため、田植えや稲刈り、ドローンによる農薬散布等の農作業受託業務を行っています。

◇指導事業

農業振興や地域のみなさま方のお役に立つために様々な活動を実施しています。営農指導、生活指導、教育広報活動、農政活動などがそれにあたります。

営農指導は土壌分析、農作物の栽培技術、肥料や農薬の使用方法など、農業に関わる幅広い指導や相談活動を行っています。

生活指導は快適なくらしに貢献する生活活動の展開として、組合員・利用者のみなさまとのふれあい活動、女性会活動を行っています。

教育広報活動は広報誌「ほくほく」の発行、及び当JAのホームページを通じて、農業、地域、JAについての理解やコミュニケーションの強化に努めています。

農政活動は、日本の農業、農家、農地を守り育てるために、全国のJAグループや関係団体との連携を保ちながら、行政への働きかけを行っています。

●営農・生活・相談サービス

分類	内容・留意事項
営農指導・相談	経済担当者が農家組合員への訪問を行い農産物の生産栽培、施肥、農薬使用などについて指導・相談を行っています。また、土壌分析を実施（292件）し、分析データに基づいた効率的な施肥提案を行っています。
税務申告補助	1月中旬から3月中旬にかけて、支店（一部）で農業所得や不動産所得等の申告のお手伝いを行っています。

◇資産相談事業

「農と住の調和したまちづくり」を基本とした、組合員・利用者のみなさまの資産有効活用のご相談及び組合員等の相続対策としての賃貸住宅建築斡旋・管理や個人住宅の建築斡旋などを行っています。

(2) JAバンク・セーフティネット

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令 和 3 年 度 (令和4年3月31日現在)	令 和 4 年 度 (令和5年3月31日現在)
(資 産 の 部)		
1. 信 用 事 業 資 産	404,239,460	403,152,604
(1) 現 金	1,726,312	1,713,839
(2) 預 金	341,533,776	341,600,688
系 統 預 金	341,533,738	341,600,678
系 統 外 預 金	38	9
(3) 有 価 証 券	13,123,423	12,011,887
国 債	3,869,139	5,622,499
地 方 債	9,254,283	6,389,387
(4) 貸 出 金	46,189,267	46,129,891
(5) そ の 他 の 信 用 事 業 資 産	1,976,131	1,967,695
未 収 収 益	1,901,873	1,896,602
そ の 他 の 資 産	74,258	71,092
(6) 貸 倒 引 当 金	△309,452	△271,398
2. 共 済 事 業 資 産	12,959	12,584
そ の 他 の 共 済 事 業 資 産	12,959	12,584
3. 経 済 事 業 資 産	240,316	266,493
(1) 経 済 事 業 未 収 金	72,172	73,619
(2) 棚 卸 資 産	167,534	192,077
購 買 品	64,105	77,742
販 売 品	103,412	113,964
そ の 他 の 棚 卸 資 産	16	371
(3) そ の 他 の 経 済 事 業 資 産	1,061	1,060
(4) 貸 倒 引 当 金	△452	△263
4. 雑 資 産	250,983	275,989
(1) 雑 資 産	250,988	275,991
(2) 貸 倒 引 当 金	△4	△2
5. 固 定 資 産	6,948,929	7,106,438
(1) 有 形 固 定 資 産	6,944,667	7,101,343
建 物	4,593,322	4,911,857
機 械 装 置	371,069	368,369
土 地	4,232,995	4,300,961
リ ー ス 資 産	36,527	37,015
建 設 仮 勘 定	167,442	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,208,604	1,265,248
減 価 償 却 累 計 額	△3,665,292	△3,782,109
(2) 無 形 固 定 資 産	4,261	5,095
6. 外 部 出 資	12,636,724	12,636,724
外 部 出 資	12,636,724	12,636,724
系 統 出 資	12,439,925	12,439,925
系 統 外 出 資	196,799	196,799
7. 繰 延 税 金 資 産	255,290	237,005
資 産 の 部 合 計	424,584,665	423,687,840

(単位：千円)

科 目	令 和 3 年 度 (令和4年3月31日現在)	令 和 4 年 度 (令和5年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
1. 信 用 事 業 負 債	402,051,441	400,633,942
(1) 貯 金	399,796,644	398,768,951
(2) 借 入 金	1,702,500	1,301,600
(3) そ の 他 の 信 用 事 業 負 債	547,670	558,344
未 払 費 用	78,939	67,445
そ の 他 の 負 債	468,731	490,898
(4) 睡 眠 貯 金 払 戻 引 当 金	4,626	5,046
2. 共 済 事 業 負 債	909,035	981,582
(1) 共 済 資 金	565,034	626,209
(2) 未 経 過 共 済 付 加 収 入	338,478	350,001
(3) そ の 他 の 共 済 事 業 負 債	5,521	5,371
3. 経 済 事 業 負 債	62,927	75,890
(1) 経 済 事 業 未 払 金	57,026	69,316
(2) 経 済 受 託 債 務	5,901	6,574
4. 雑 負 債	940,086	931,379
(1) 未 払 法 人 税 等	176,168	174,639
(2) リ ー ス 債 務	9,932	5,691
(3) 資 産 除 去 債 務	86,113	85,355
(4) そ の 他 の 雑 負 債	667,872	665,692
5. 諸 引 当 金	815,369	689,787
(1) 賞 与 引 当 金	81,070	76,779
(2) 退 職 給 付 引 当 金	516,167	426,785
(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	43,440	29,535
(4) 特 例 業 務 負 担 引 当 金	174,692	156,687
6. 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	871,297	869,656
負 債 の 部 合 計	405,650,157	404,182,238
(純 資 産 の 部)		
1. 組 合 員 資 本	16,775,586	17,350,916
(1) 出 資 金	1,601,797	1,580,141
(2) 資 本 準 備 金	1,022,085	1,022,085
(3) 利 益 剰 余 金	14,159,316	14,756,541
利 益 準 備 金	2,835,978	2,985,978
そ の 他 利 益 剰 余 金	11,323,338	11,770,563
信 用 事 業 基 盤 強 化 積 立 金	3,592,000	3,892,000
特 別 積 立 金	5,661,854	5,661,854
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,069,483	2,216,708
(うち当期剰余金)	(686,156)	(624,899)
(4) 処 分 未 済 持 分	△7,612	△7,851
2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,158,921	2,154,685
土 地 再 評 価 差 額 金	2,158,921	2,154,685
純 資 産 の 部 合 計	18,934,507	19,505,601
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	424,584,665	423,687,840

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)		(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)	
1. 事業総利益		3,217,878		3,270,127
事業収益		4,134,349		4,285,428
事業費用		916,471		1,015,300
(1) 信用事業収益		2,601,306		2,675,596
資金運用収益		2,538,993		2,538,236
(うち預金利息)	(1,869,395)	(1,865,156)
(うち有価証券利息)	(77,568)	(79,503)
(うち貸出金利息)	(398,210)	(385,930)
(うちその他受入利息)	(193,819)	(207,645)
役務取引等収益		39,475		39,490
その他経常収益		22,837		97,870
(2) 信用事業費用		327,445		322,234
資金調達費用		161,947		160,356
(うち貯金利息)	(155,569)	(152,329)
(うち給付補填備金繰入)	(2,290)	(2,397)
(うち借入金利息)	(150)	(351)
(うちその他支払利息)	(3,937)	(5,278)
役務取引等費用		12,532		12,809
その他経常費用		152,965		149,068
(うち睡眠貯金払戻引当金繰入額)	(3,322)	(2,314)
信用事業総利益		2,273,861		2,353,362
(3) 共済事業収益		717,757		706,011
共済付加収入		666,629		656,961
共済貸付金利息		982		—
その他の収益		50,145		49,049
(4) 共済事業費用		7,454		9,807
共済推進費用		1,788		3,686
その他の費用		5,665		6,121
共済事業総利益		710,302		696,203
(5) 購買事業収益		349,249		354,506
購買品供給高		322,358		326,184
購買手数料		23,401		23,290
その他の収益		3,490		5,031
(6) 購買事業費用		278,567		284,563
購買品供給原価		276,235		280,649
その他の費用		2,331		3,913
(うち貸倒引当金繰入額)	(105)	(—)
購買事業総利益		70,682		69,942
(7) 販売事業収益		288,111		378,021
販売品販売高		259,417		351,082
販売手数料		15,278		15,668
その他の収益		13,416		11,270
(8) 販売事業費用		230,267		322,725
販売品販売原価		213,846		304,565
その他の費用		16,420		18,160
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(24)
販売事業総利益		57,844		55,295
(9) 利用事業収益		79,689		83,508
水稻育苗関係収益		30,382		29,938
粃すり関係収益		40,643		42,326
その他の収益		8,663		11,243
(10) 利用事業費用		25,938		26,954
水稻育苗関係費用		17,215		17,785
粃すり関係費用		7,415		7,200
その他の費用		1,308		1,969
利用事業総利益		53,750		56,553

(単位：千円)

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
	(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
(11) 宅 地 等 供 給 事 業 収 益	84,455	75,410
宅 地 等 供 給 手 数 料	37,118	39,217
宅 地 等 供 給 雑 収 入	47,336	36,193
(12) 宅 地 等 供 給 事 業 費 用	1,900	1,900
宅 地 等 供 給 雑 費	1,900	1,900
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益	82,555	73,509
(13) 指 導 事 業 収 入	13,779	12,373
実 費 収 入 料	13,151	11,640
受 入 事 務 委 託 料	628	732
(14) 指 導 事 業 支 出	44,897	47,112
営 農 改 善 費	28,971	30,555
生 活 改 善 費	3,614	3,618
教 育 情 報 費	12,311	12,938
指 導 事 業 収 支 差 額	△31,118	△34,739
2. 事 業 管 理 費	2,521,298	2,530,346
(1) 人 件 費	1,591,195	1,566,607
(2) 業 務 費	371,464	384,022
(3) 諸 税 負 担 金	117,372	116,336
(4) 施 設 費	428,080	444,732
(5) そ の 他 事 業 管 理 費	13,185	18,647
事 業 利 益	696,579	739,781
3. 事 業 外 収 益	302,789	271,869
(1) 受 取 雑 利 息	37	21
(2) 受 取 出 資 配 当 金	216,146	216,181
(3) 貸 貨 料	15,439	16,401
(4) 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	35,483	19,612
(5) 雑 収 入	35,681	19,651
4. 事 業 外 費 用	15,455	19,612
(1) 支 払 雑 利 息	5,422	5,469
(2) 寄 付 金	447	653
(3) 減 価 償 却 費	1,143	1,156
(4) 遊 休 資 産 等 固 定 資 産 税	4,144	4,150
(5) 雑 損 失	4,297	8,182
経 常 利 益	983,913	992,037
5. 特 別 損 失	63,847	130,209
(1) 固 定 資 産 処 分 損 失	1,831	4,730
(2) 減 損 損 失	62,015	125,478
税 引 前 当 期 利 益	920,065	861,827
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	234,890	220,283
法 人 税 等 調 整 額	△981	16,644
法 人 税 等 合 計	233,908	236,927
当 期 剰 余 金	686,156	624,899
当 期 首 繰 越 剰 余 金	1,366,169	1,587,572
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	17,156	4,235
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,069,483	2,216,708

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
	(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	921,819	861,827
減価償却費	196,778	207,707
減損損失	62,015	125,478
資産除去債務関係損益(△は益)	131	2,892
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 78,597	△ 38,244
睡眠貯金払戻引当金の増減額(△は減少)	△ 1,227	419
賞与引当金の増減額(△は減少)	46	△ 4,290
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 46,805	△ 89,381
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	12,240	△ 13,905
特例業務負担引当金の増減額(△は減少)	△ 15,716	△ 18,005
信用事業資金運用収益	△ 2,537,133	△ 2,534,420
信用事業資金調達費用	161,947	160,356
共済貸付金利息	△ 982	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 216,183	△ 216,203
支払雑利息	5,422	5,469
有価証券関係損益(△は益)	△ 1,860	△ 3,816
固定資産処分関係損益(△は益)	△ 1,215	2,595
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減(△は増加)	△ 4,951,863	59,375
預金の純増減(△は増加)	△ 3,700,000	△ 1,420,000
貯金の純増減(△は減少)	9,175,416	△ 1,027,692
信用事業借入金の純増減(△は減少)	△ 900	△ 400,900
その他の信用事業資産の純増減(△は増加)	△ 4,326	3,165
その他の信用事業負債の純増減(△は減少)	207,786	22,392
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減(△は増加)	1,600	—
共済資金の純増減(△は減少)	27,359	61,175
未経過共済付加収入の純増減(△は減少)	11,531	11,522
共済未払費用の純増減(△は減少)	△ 376	—
その他の共済事業資産の純増減(△は増加)	5,597	374
その他の共済事業負債の純増減(△は減少)	474	△ 149
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減(△は増加)	11,404	△ 1,446
棚卸資産の純増減(△は増加)	△ 38,052	△ 24,543
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△は減少)	△ 15,116	12,289
経済受託債務の純増減(△は減少)	△ 478	673
その他の経済事業資産の純増減(△は増加)	△ 3	1
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減(△は増加)	21,507	△ 27,539
その他の負債の純増減(△は減少)	77,003	714
未払消費税等の純増減(△は減少)	△ 427	—
信用事業資金運用による収入	2,578,563	2,539,691
信用事業資金調達による支出	△ 157,615	△ 172,075
共済貸付金利息による収入	982	—
小 計	1,710,746	△ 1,914,488
雑利息及び出資配当金の受取額	216,184	216,204
雑利息の支払額	△ 5,387	△ 5,477
法人税等の支払額	△ 243,326	△ 221,812
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,678,216	△ 1,925,573
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 3,266,559	△ 2,850,270
有価証券の償還による収入	800,084	3,965,622
固定資産の取得による支出	△ 199,737	△ 493,641
固定資産の処分等による収入	1,293	—
外部出資による支出	△ 30,000	—
資産除去債務の履行による支出	—	△ 3,650
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,694,918	618,061
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済等による支出	△ 5,099	△ 4,240
出資の払戻しによる支出	△ 37,701	△ 20,189
持分の取得による支出	△ 5,348	△ 2,503
持分の譲渡による収入	3,357	795
出資配当金の支払額	△ 32,729	△ 31,910
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 77,521	△ 58,048
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 1,094,223	△ 1,365,560
6 現金及び現金同等物の期首残高	6,480,065	5,384,089
7 現金及び現金同等物の期末残高	5,384,089	4,018,528

4. 注記表

令和3年度	令和4年度
<p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品及び販売品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。</p> <p>(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。 上記以外の債権（正常先債権及び要注意先債権）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p>	<p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法） (2) その他有価証券 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品及び販売品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。</p> <p>(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p>

令和3年度	令和4年度
<p>(5) 特例業務負担引当金 農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。</p> <p>(6) 睡眠貯金払戻引当金 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和2年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針30号令和3年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは移転するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(2) 販売事業 組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(3) 利用事業・宅地等供給事業・指導事業 当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務(サービス)を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する(サービスの提供)時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>7. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。</p> <p>(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示して</p>	<p>(5) 特例業務負担引当金 農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。</p> <p>(6) 睡眠貯金払戻引当金 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>(1) 購買事業 主に農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品等を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(2) 販売事業 組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(3) 利用事業・宅地等供給事業・指導事業 当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務(サービス)を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する(サービスの提供)時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。</p> <p>(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示して</p>

令和3年度	令和4年度
<p>います。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p> <p>Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記 収益認識に関する会計基準等の適用 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号令和3年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。</p> <p>収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。</p> <p>代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更していません。</p> <p>この結果、当事業年度の購買品供給高が461,331千円、購買品供給原価が437,930千円減少し、購買手数料が23,401千円増加しています。また購買事業収益が437,930千円、購買事業費用が437,930千円減少しています。これにより、事業収益が437,930千円、事業費用が437,930千円減少しています。購買事業総利益、事業総利益、経常利益及び税引前当期利益に与える影響はありません。</p> <p>時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p> <p>Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 255,290千円(繰延税金負債との相殺後) (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 62,015千円</p>	<p>います。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p> <p>Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。</p> <p>Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 240,431千円(繰延税金負債との相殺前) (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年3月に作成した損益計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 125,478千円</p>

令和3年度	令和4年度
<p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。</p> <p>減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。</p> <p>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期経営計画の将来キャッシュ・フローや、割引率については、一定の仮定を設定して算出しています。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>	<p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。</p> <p>減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。</p> <p>固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年3月に作成した損益計画を基礎として算出しており、損益計画の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>
<p>3. 貸倒引当金</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 309,908千円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>①算定方法 「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。</p> <p>②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。</p> <p>③翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>3. 貸倒引当金</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 271,664千円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>①算定方法 「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。</p> <p>②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。</p> <p>③翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>
<p>IV. 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 担保に供している資産 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金10,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。</p> <p>2. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事、監事に対する金銭債権の総額 321,861 千円 理事、監事に対する金銭債務の総額 — 千円</p> <p>3. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は355,297千円、危険債権額は239,172千円です。</p> <p>なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。</p> <p>また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。</p> <p>債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。</p> <p>なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。</p> <p>また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、</p>	<p>IV. 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 担保に供している資産 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金18,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。</p> <p>2. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事、監事に対する金銭債権の総額 173,683 千円 理事、監事に対する金銭債務の総額 — 千円</p> <p>3. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は317,881千円、危険債権額は313,674千円です。</p> <p>なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。</p> <p>また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。</p> <p>債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。</p> <p>なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。</p> <p>また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、</p>

令和3年度	令和4年度																																																																																								
<p>債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。</p>	<p>債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。</p>																																																																																								
<p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は594,470千円です。</p>	<p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は631,556千円です。</p>																																																																																								
<p>なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>	<p>なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>																																																																																								
<p>4. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価</p>	<p>4. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価</p>																																																																																								
<p>「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p>	<p>「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p>																																																																																								
<p>●再評価を行った年月日・・・・・・・・平成11年3月31日</p>	<p>●再評価を行った年月日・・・・・・・・平成11年3月31日</p>																																																																																								
<p>●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額・・・・90,960千円</p>	<p>●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額・・・・一千元</p>																																																																																								
<p>●同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>●同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>																																																																																								
<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格(公示価格)に合理的な調整を行って算出しました。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格(公示価格)に合理的な調整を行って算出しました。</p>																																																																																								
<p>5. 当座貸越契約</p>	<p>5. 当座貸越契約</p>																																																																																								
<p>当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、696,184千円です。</p>	<p>当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、659,554千円です。</p>																																																																																								
<p>なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。</p>	<p>なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。</p>																																																																																								
<p>V. 損益計算書に関する注記</p>	<p>V. 損益計算書に関する注記</p>																																																																																								
<p>1. 減損損失に関する注記</p>	<p>1. 減損損失に関する注記</p>																																																																																								
<p>(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要</p>	<p>(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要</p>																																																																																								
<p>事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。</p>	<p>事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。</p>																																																																																								
<p>当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。</p>	<p>当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。</p>																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箕面市</td> <td>農業関連施設</td> <td>機械装置等</td> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>箕面市</td> <td>駐車場</td> <td>業務外固定資産</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>箕面市</td> <td>倉庫</td> <td>土地等</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>豊能郡豊能町</td> <td>農業関連施設</td> <td>土地等</td> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>豊能郡豊能町</td> <td>店舗</td> <td>無形固定資産等</td> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>豊能郡能勢町</td> <td>農業関連施設</td> <td>機械装置等</td> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>豊能郡能勢町</td> <td>農業関連施設</td> <td>建物附属設備等</td> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>豊能郡能勢町</td> <td>貸店舗</td> <td>土地</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>豊能郡能勢町</td> <td>地元用公民館</td> <td>建物附属設備等</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>豊能郡能勢町</td> <td>不稼働</td> <td>土地</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>池田市</td> <td>不稼働</td> <td>建物等</td> <td>遊休資産等</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	その他	箕面市	農業関連施設	機械装置等	事業用資産	箕面市	駐車場	業務外固定資産	遊休資産等	箕面市	倉庫	土地等	遊休資産等	豊能郡豊能町	農業関連施設	土地等	事業用資産	豊能郡豊能町	店舗	無形固定資産等	事業用資産	豊能郡能勢町	農業関連施設	機械装置等	事業用資産	豊能郡能勢町	農業関連施設	建物附属設備等	事業用資産	豊能郡能勢町	貸店舗	土地	遊休資産等	豊能郡能勢町	地元用公民館	建物附属設備等	遊休資産等	豊能郡能勢町	不稼働	土地	遊休資産等	池田市	不稼働	建物等	遊休資産等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箕面市</td> <td>農業関連施設</td> <td>機械装置等</td> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>箕面市</td> <td>農業関連施設</td> <td>建物附属設備等</td> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>豊能郡豊能町</td> <td>農業関連施設</td> <td>機械装置等</td> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>豊能郡豊能町</td> <td>店舗</td> <td>構築物等</td> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>豊能郡能勢町</td> <td>農業関連施設</td> <td>機械装置等</td> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>豊能郡能勢町</td> <td>農業関連施設</td> <td>土地等</td> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>豊能郡能勢町</td> <td>不稼働</td> <td>土地</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>豊能郡能勢町</td> <td>地元用公民館</td> <td>構築物等</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>豊能郡能勢町</td> <td>不稼働</td> <td>土地</td> <td>遊休資産等</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	その他	箕面市	農業関連施設	機械装置等	事業用資産	箕面市	農業関連施設	建物附属設備等	事業用資産	豊能郡豊能町	農業関連施設	機械装置等	事業用資産	豊能郡豊能町	店舗	構築物等	事業用資産	豊能郡能勢町	農業関連施設	機械装置等	事業用資産	豊能郡能勢町	農業関連施設	土地等	事業用資産	豊能郡能勢町	不稼働	土地	遊休資産等	豊能郡能勢町	地元用公民館	構築物等	遊休資産等	豊能郡能勢町	不稼働	土地	遊休資産等
場所	用途	種類	その他																																																																																						
箕面市	農業関連施設	機械装置等	事業用資産																																																																																						
箕面市	駐車場	業務外固定資産	遊休資産等																																																																																						
箕面市	倉庫	土地等	遊休資産等																																																																																						
豊能郡豊能町	農業関連施設	土地等	事業用資産																																																																																						
豊能郡豊能町	店舗	無形固定資産等	事業用資産																																																																																						
豊能郡能勢町	農業関連施設	機械装置等	事業用資産																																																																																						
豊能郡能勢町	農業関連施設	建物附属設備等	事業用資産																																																																																						
豊能郡能勢町	貸店舗	土地	遊休資産等																																																																																						
豊能郡能勢町	地元用公民館	建物附属設備等	遊休資産等																																																																																						
豊能郡能勢町	不稼働	土地	遊休資産等																																																																																						
池田市	不稼働	建物等	遊休資産等																																																																																						
場所	用途	種類	その他																																																																																						
箕面市	農業関連施設	機械装置等	事業用資産																																																																																						
箕面市	農業関連施設	建物附属設備等	事業用資産																																																																																						
豊能郡豊能町	農業関連施設	機械装置等	事業用資産																																																																																						
豊能郡豊能町	店舗	構築物等	事業用資産																																																																																						
豊能郡能勢町	農業関連施設	機械装置等	事業用資産																																																																																						
豊能郡能勢町	農業関連施設	土地等	事業用資産																																																																																						
豊能郡能勢町	不稼働	土地	遊休資産等																																																																																						
豊能郡能勢町	地元用公民館	構築物等	遊休資産等																																																																																						
豊能郡能勢町	不稼働	土地	遊休資産等																																																																																						

令和3年度			令和4年度		
<p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>事業用資産については、キャッシュ・フローが継続してマイナスであり、地価が継続的に下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。</p> <p>遊休資産等については、将来の用途が定まっておらず、地価が継続的に下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。</p> <p>(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳</p>			<p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>事業用資産については、キャッシュ・フローが継続してマイナスであり、地価が継続的に下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。</p> <p>遊休資産等については、将来の用途が定まっておらず、地価が継続的に下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。</p> <p>(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳</p>		
箕面市	9,423千円	(建物24千円、機械装置9,398千円)	箕面市	9,032千円	(建物84千円、機械装置8,947千円)
箕面市	335千円	(業務外固定資産335千円)	箕面市	55,144千円	(土地5,431千円、建物附属設備22,132千円、構築物13,302千円、機械装置7,618千円、車両運搬具1,604千円、工具器具備品5,054千円)
箕面市	30,470千円	(土地23,069千円、建物6,427千円、建物附属設備803千円、構築物128千円、無形固定資産40千円)	豊能郡豊能町	13,663千円	(土地2,273千円、建物附属設備2,264千円、機械装置5,066千円、車両運搬具4,059千円)
豊能郡豊能町	2,599千円	(土地2,167千円、建物附属設備432千円)	豊能郡豊能町	17,275千円	(構築物11,752千円、機械装置742千円、工具器具備品4,349千円、リース動産431千円)
豊能郡豊能町	506千円	(車両運搬具111千円、無形固定資産308千円、長期前払費用86千円)	豊能郡能勢町	22,438千円	(建物附属設備5,639千円、機械装置16,798千円)
豊能郡能勢町	12,249千円	(建物附属設備50千円、構築物135千円、機械装置10,246千円、長期前払費用1,817千円)	豊能郡能勢町	3,102千円	(土地1,966千円、建物附属設備1,135千円)
豊能郡能勢町	2,982千円	(土地192千円、建物附属設備1,999千円、構築物716千円、無形固定資産72千円)	豊能郡能勢町	210千円	(土地210千円)
豊能郡能勢町	259千円	(土地259千円)	豊能郡能勢町	4,377千円	(土地84千円、建物173千円、建物附属設備1,627千円、構築物2,491千円)
豊能郡能勢町	601千円	(土地187千円、建物70千円、建物附属設備344千円)	豊能郡能勢町	233千円	(土地233千円)
豊能郡能勢町	539千円	(土地539千円)	合計	125,478千円	(土地10,201千円、建物258千円、建物附属設備32,799千円、構築物27,546千円、機械装置39,174千円、車両運搬具5,664千円、工具器具備品9,403千円、リース動産431千円)
池田市	2,046千円	(建物1,974千円、建物附属設備71千円)			
合計	62,015千円	(土地26,416千円、建物8,497千円、建物附属設備3,701千円、構築物981千円、機械装置19,645千円、車両運搬具111千円、無形固定資産421千円、長期前払費用1,904千円、業務外固定資産335千円)			
<p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は事業用資産については主に正味売却価額を、遊休資産等については正味売却価額をそれぞれ使用しています。なお、正味売却価額については、公示価格及び不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価等を基礎として算定しています。</p>			<p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額を使用しています。なお、正味売却価額については、公示価格及び不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価等を基礎として算定しています。</p>		
<p>VI. 金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は組合員等地域住民から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債と地方債の有価証券による運用を行っています。</p>			<p>VI. 金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は組合員等地域住民から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債と地方債の有価証券による運用を行っています。</p>		
<p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は借り主の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>当事業年度末における貸出金のうち、46.58%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、</p>			<p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は借り主の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>当事業年度末における貸出金のうち、46.57%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、</p>		

令和3年度	令和4年度
<p>契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。</p> <p>また、有価証券は、債券であり、満期保有目的で保有しています。これは発行体の信用リスク、金利の変動リスクに晒されています。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>①信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融共済部融資課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>②市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融共済部金融課は、理事会で決定した運用方針及びALM・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融共済部金融課が行った取引については総務部が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.18%下落したものと想定した場合には、経済価値が64,486千円増加するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>③資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これ</p>	<p>契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。</p> <p>また、有価証券は、債券であり、満期保有目的で保有しています。これは発行体の信用リスク、金利の変動リスクに晒されています。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>①信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融共済部融資課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>②市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融共済部金融課は、理事会で決定した運用方針及びALM・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融共済部金融課が行った取引については総務部が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券、貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.27%下落したものと想定した場合には、経済価値が103,289千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>③資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これ</p>

令和3年度				令和4年度			
に準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。				に準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。			
2. 金融商品の時価等に関する事項				2. 金融商品の時価等に関する事項			
(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等				(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等			
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。				当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。			
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。				なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額		貸借対照表計上額	時価	差額
預金	341,533,776	341,535,806	2,030	預金	341,600,688	341,595,087	△ 5,600
有価証券	13,123,423	12,905,463	△ 217,960	有価証券	12,011,887	11,368,300	△ 643,587
満期保有目的の債券	13,123,423	12,905,463	△ 217,960	満期保有目的の債券	12,011,887	11,368,300	△ 643,587
貸出金	46,189,267			貸出金	46,129,891		
貸倒引当金(注)	△ 307,021			貸倒引当金(注)	△ 271,370		
貸倒引当金控除後	45,882,246	46,216,000	333,753	貸倒引当金控除後	45,858,521	45,889,409	30,888
資産計	400,539,446	400,657,269	117,823	資産計	399,471,096	398,852,796	△ 618,300
貯金	399,796,644	399,862,541	65,897	貯金	398,768,951	398,755,919	△ 13,031
負債計	399,796,644	399,862,541	65,897	負債計	398,768,951	398,755,919	△ 13,031
(注)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。				(注)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。			
(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明				(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明			
【資産】				【資産】			
①預金				①預金			
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。				満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
②有価証券				②有価証券			
取引金融機関等から提示された価格によっています。				有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には取引金融機関等から提示された価格によっています。			
③貸出金				③貸出金			
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。				貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。			
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。				一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。			
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。				また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。			
【負債】				【負債】			
貯金				貯金			
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。				要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。				(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。			

令和3年度							令和4年度						
(単位：千円)							(単位：千円)						
		貸借対照表計上額							貸借対照表計上額				
外部出資		12,636,724					外部出資		12,636,724				
<p>(注)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和元年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。</p>													
(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額							(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額						
(単位：千円)							(単位：千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	341,533,776	—	—	—	—	—	預金	341,600,688	—	—	—	—	—
有価証券	3,966,000	1,200,000	—	—	—	8,000,000	有価証券	1,200,000	—	—	—	—	10,900,000
満期保有目的の債券	3,966,000	1,200,000	—	—	—	8,000,000	満期保有目的の債券	1,200,000	—	—	—	—	10,900,000
貸出金(注1、2)	3,742,930	3,036,970	2,911,792	2,785,662	2,587,617	30,811,854	貸出金(注1、2)	3,561,599	3,095,561	3,008,044	2,749,870	2,497,459	30,935,916
合計	349,242,706	4,236,970	2,911,792	2,785,662	2,587,617	38,811,854	合計	346,362,287	3,095,561	3,008,044	2,749,870	2,497,459	41,835,916
<p>(注1)貸出金のうち、当座貸越398,917千円については「1年以内」に含めています。</p> <p>(注2)貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等312,439千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。</p>							<p>(注1)貸出金のうち、当座貸越377,318千円については「1年以内」に含めています。</p> <p>(注2)貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等281,438千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。</p>						
(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額							(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額						
(単位：千円)							(単位：千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	365,600,169	22,440,961	11,243,618	253,992	129,021	128,880	貯金(注)	378,211,164	10,097,574	9,719,282	151,026	380,631	209,273
合計	365,600,169	22,440,961	11,243,618	253,992	129,021	128,880	合計	378,211,164	10,097,574	9,719,282	151,026	380,631	209,273
<p>(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。</p>							<p>(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。</p>						
VII. 有価証券に関する注記							VII. 有価証券に関する注記						
1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項							1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項						
<p>有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。</p> <p>①満期保有目的の債券</p> <p>満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。</p>							<p>有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。</p> <p>①満期保有目的の債券</p> <p>満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。</p>						
(単位：千円)							(単位：千円)						
種類	貸借対照表計上額		時価		差額		種類	貸借対照表計上額		時価		差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	299,955	314,650		14,694		時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	492,697	514,930		22,232	
	地方債	5,465,408	5,517,643		52,234			地方債	2,199,851	2,228,100		28,248	
	小計	5,765,364	5,832,293		66,929			小計	2,692,549	2,743,030		50,480	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,569,184	3,449,030		△ 120,154		時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	5,129,801	4,807,700		△ 322,101	
	地方債	3,788,875	3,624,140		△ 164,735			地方債	4,189,536	3,817,570		△ 371,966	
	小計	7,358,059	7,073,170		△ 284,889			小計	9,319,338	8,625,270		△ 694,068	
合計	13,123,423		12,905,463		△ 217,960		合計	12,011,887		11,368,300		△ 643,587	
VIII. 退職給付に関する注記							VIII. 退職給付に関する注記						
1. 退職給付に係る注記							1. 退職給付に係る注記						
(1) 採用している退職給付制度の概要							(1) 採用している退職給付制度の概要						
<p>職員の退職給付に充てるため、職員退職給与金支給規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度及び全共連との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p>							<p>職員の退職給付に充てるため、職員退職給与金支給規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度及び全共連との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p>						

令和3年度	令和4年度
(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付引当金 562,972千円	期首における退職給付引当金 516,167千円
退職給付費用 82,756千円	退職給付費用 77,568千円
退職給付の支払額 △42,245千円	退職給付の支払額 △81,140千円
事業主からの特定退職金共済制度への拠出額 △35,077千円	事業主からの特定退職金共済制度への拠出額 △33,308千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額 △52,238千円	事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額 △52,502千円
期末における退職給付引当金 516,167千円	期末における退職給付引当金 426,785千円
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
退職給付債務 1,598,368千円	退職給付債務 1,546,718千円
特定退職金共済制度 △162,878千円	特定退職金共済制度 △181,584千円
確定給付企業年金制度 △919,323千円	確定給付企業年金制度 △938,348千円
未積立退職給付債務 516,167千円	未積立退職給付債務 426,785千円
貸借対照表計上額純額 516,167千円	貸借対照表計上額純額 426,785千円
退職給付引当金 516,167千円	退職給付引当金 426,785千円
(4) 退職給付に関連する損益	(4) 退職給付に関連する損益
勤務費用 82,756千円	勤務費用 77,568千円
退職給付費用 82,756千円	退職給付費用 77,568千円
(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項	(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項
当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載していません。	当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載していません。
2. 特例業務負担金の将来見込額	2. 特例業務負担金の将来見込額
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,469千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額17,469千円と相殺して表示しています。	人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,409千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額17,409千円と相殺して表示しています。
なお、当組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。	なお、当組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。
IX. 税効果会計に関する注記	IX. 税効果会計に関する注記
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
貸倒引当金 49,225千円	貸倒引当金 39,274千円
賞与引当金 22,634千円	賞与引当金 21,436千円
未収貸付金利息 33,351千円	退職給付引当金 119,158千円
退職給付引当金 144,113千円	未収貸付金利息 31,930千円
減損損失 107,255千円	特例業務負担引当金 43,747千円
特例業務負担引当金 48,774千円	資産除去債務 23,831千円
資産除去債務 24,042千円	未払事業税 14,061千円
その他 58,923千円	減損損失 130,831千円
繰延税金資産小計 488,320千円	その他 38,139千円
評価性引当額 △229,581千円	繰延税金資産小計 462,411千円
繰延税金資産合計(A) 258,739千円	評価性引当額 △221,979千円
	繰延税金資産合計(A) 240,431千円
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
資産除去費用の資産計上額 △193千円	資産除去費用の資産計上額 △171千円
外部出資 △3,255千円	外部出資 △3,255千円
繰延税金負債合計(B) △3,449千円	繰延税金負債合計(B) △3,426千円
繰延税金資産の純額(A) + (B) 255,290千円	繰延税金資産の純額(A) + (B) 237,005千円

令和3年度	令和4年度																												
<p>(再評価繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">土地再評価差損</td> <td style="text-align: right;">25,260千円</td> </tr> <tr> <td>再評価繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">25,260千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△25,260千円</td> </tr> <tr> <td>再評価繰延税金資産合計(A)</td> <td style="text-align: right;">— 千円</td> </tr> </table> <p>(再評価繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">土地再評価差益</td> <td style="text-align: right;">△871,297千円</td> </tr> <tr> <td>再評価繰延税金負債合計(B)</td> <td style="text-align: right;">△871,297千円</td> </tr> <tr> <td>再評価繰延税金負債の純額(A)+(B)</td> <td style="text-align: right;">△871,297千円</td> </tr> </table>	土地再評価差損	25,260千円	再評価繰延税金資産小計	25,260千円	評価性引当額	△25,260千円	再評価繰延税金資産合計(A)	— 千円	土地再評価差益	△871,297千円	再評価繰延税金負債合計(B)	△871,297千円	再評価繰延税金負債の純額(A)+(B)	△871,297千円	<p>(再評価繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">土地再評価差損</td> <td style="text-align: right;">25,260千円</td> </tr> <tr> <td>再評価繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">25,260千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△25,260千円</td> </tr> <tr> <td>再評価繰延税金資産合計(A)</td> <td style="text-align: right;">— 千円</td> </tr> </table> <p>(再評価繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">土地再評価差益</td> <td style="text-align: right;">△869,656千円</td> </tr> <tr> <td>再評価繰延税金負債合計(B)</td> <td style="text-align: right;">△869,656千円</td> </tr> <tr> <td>再評価繰延税金負債の純額(A)+(B)</td> <td style="text-align: right;">△869,656千円</td> </tr> </table>	土地再評価差損	25,260千円	再評価繰延税金資産小計	25,260千円	評価性引当額	△25,260千円	再評価繰延税金資産合計(A)	— 千円	土地再評価差益	△869,656千円	再評価繰延税金負債合計(B)	△869,656千円	再評価繰延税金負債の純額(A)+(B)	△869,656千円
土地再評価差損	25,260千円																												
再評価繰延税金資産小計	25,260千円																												
評価性引当額	△25,260千円																												
再評価繰延税金資産合計(A)	— 千円																												
土地再評価差益	△871,297千円																												
再評価繰延税金負債合計(B)	△871,297千円																												
再評価繰延税金負債の純額(A)+(B)	△871,297千円																												
土地再評価差損	25,260千円																												
再評価繰延税金資産小計	25,260千円																												
評価性引当額	△25,260千円																												
再評価繰延税金資産合計(A)	— 千円																												
土地再評価差益	△869,656千円																												
再評価繰延税金負債合計(B)	△869,656千円																												
再評価繰延税金負債の純額(A)+(B)	△869,656千円																												
<p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">27.92%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.15%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△3.28%</td> </tr> <tr> <td>法人税軽減税率</td> <td style="text-align: right;">△3.85%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">1.59%</td> </tr> <tr> <td>投資促進税制等の税額控除</td> <td style="text-align: right;">△0.80%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">0.68%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.01%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">25.42%</td> </tr> </table>	法定実効税率	27.92%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.15%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.28%	法人税軽減税率	△3.85%	住民税均等割等	1.59%	投資促進税制等の税額控除	△0.80%	評価性引当額の増減	0.68%	その他	0.01%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.42%	<p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。</p>								
法定実効税率	27.92%																												
(調整)																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.15%																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.28%																												
法人税軽減税率	△3.85%																												
住民税均等割等	1.59%																												
投資促進税制等の税額控除	△0.80%																												
評価性引当額の増減	0.68%																												
その他	0.01%																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.42%																												
<p>X. 収益認識に関する注記</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。</p>	<p>X. 収益認識に関する注記</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。</p>																												
<p>XI. その他の注記</p> <p>資産除去債務に関する注記</p> <p>(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>①当該資産除去債務の概要</p> <p>当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、定期借地権契約や賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。</p> <p>②当該資産除去債務の金額の算定方法</p> <p>使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に14年)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り(主に2.28%)を採用しています。</p> <p>③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>当事業年度の期首残高</td> <td style="text-align: right;">85,982千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">131千円</td> </tr> <tr> <td>当事業年度の期末残高</td> <td style="text-align: right;">86,113千円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務 該当ありません。</p> <p>キャッシュ・フロー計算書に関する注記</p> <p>1. 現金及び現金同等物の資金の範囲</p> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p> <p>2. 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係</p>	当事業年度の期首残高	85,982千円	時の経過による調整額	131千円	当事業年度の期末残高	86,113千円	<p>XI. その他の注記</p> <p>資産除去債務に関する注記</p> <p>(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>①当該資産除去債務の概要</p> <p>当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。</p> <p>②当該資産除去債務の金額の算定方法</p> <p>使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に14年)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り(主に2.28%)を採用しています。</p> <p>③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>当事業年度の期首残高</td> <td style="text-align: right;">86,113千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">123千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td style="text-align: right;">△880千円</td> </tr> <tr> <td>当事業年度の期末残高</td> <td style="text-align: right;">85,355千円</td> </tr> </table> <p>キャッシュ・フロー計算書に関する注記</p> <p>1. 現金及び現金同等物の資金の範囲</p> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p> <p>2. 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係</p>	当事業年度の期首残高	86,113千円	時の経過による調整額	123千円	資産除去債務の履行による減少額	△880千円	当事業年度の期末残高	85,355千円														
当事業年度の期首残高	85,982千円																												
時の経過による調整額	131千円																												
当事業年度の期末残高	86,113千円																												
当事業年度の期首残高	86,113千円																												
時の経過による調整額	123千円																												
資産除去債務の履行による減少額	△880千円																												
当事業年度の期末残高	85,355千円																												

令和3年度		令和4年度	
令和3年3月31日		令和4年3月31日	
現金・預金勘定	340,656,065千円	現金・預金勘定	343,260,089千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△334,176,000千円</u>	当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△337,876,000千円</u>
現金及び現金同等物	<u>6,480,065千円</u>	現金及び現金同等物	<u>5,384,089千円</u>
令和4年3月31日		令和5年3月31日	
現金・預金勘定	343,260,089千円	現金・預金勘定	343,314,528千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△337,876,000千円</u>	当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△339,296,000千円</u>
現金及び現金同等物	<u>5,384,089千円</u>	現金及び現金同等物	<u>4,018,528千円</u>
3. 重要な非資金取引 該当する事項はありません。		3. 重要な非資金取引 該当する事項はありません。	

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令和3年度 総代会承認日 令和4年6月28日	令和4年度 総代会承認日 令和5年6月28日
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,069,483	2,216,708
任 意 積 立 金 取 崩 額	—	—
信 用 事 業 基 盤 強 化 積 立 金	—	—
剰 余 金 処 分 額	481,910	481,448
(1)利 益 準 備 金	150,000	150,000
(2)任 意 積 立 金	300,000	300,000
信 用 事 業 基 盤 強 化 積 立 金	300,000	300,000
(3)出 資 配 当 金	31,910	31,448
(出 資 配 当 率)	(2.0%)	(2.0%)
(4)事 業 分 量 配 当 金	—	—
(配 当 基 準)	(—)	(—)
次 期 繰 越 剰 余 金	1,587,572	1,735,260

(注) 1. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種 類	信用事業基盤強化積立金
積 立 目 的	金融自由化に対応し、信用事業基盤強化に必要な資金を積み立てる。
積 立 目 標 額	期末貯金・定期積金総額の1,000分の20
積 立 基 準	目標額の範囲内において当期剰余金等を参酌の上、積み立てる。
取 崩 基 準	信用事業総利益が、前年度に比べ大幅に減少した場合等、信用事業の基盤及びその事業の起因により重大な影響があるという事実が発生した場合に、その減少額等の範囲内で必要相当額を取り崩すことができる。
当 期 積 立 額	令和3年度積立額 300,000千円、令和4年度積立額 300,000千円
剰 余 金 処 分 後 積 立 金 残 高	令和3年度積立金残高 3,892,000千円、令和4年度積立金残高 4,192,000千円

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和3年度 36,000千円

令和4年度 35,000千円

6. 部門別損益計算書（令和3年度）

（単位：千円）

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	4,134,349	2,601,306	717,757	643,872	166,849	4,565	
事業費用 ②	916,471	327,445	7,454	478,392	74,209	28,971	
事業総利益 ③ (①-②)	3,217,878	2,273,861	710,302	165,480	92,640	△ 24,406	
事業管理費 ④	2,521,298	1,448,058	416,784	356,532	158,673	141,251	
(うち減価償却費) ⑤	(195,634)	(104,325)	(36,282)	(28,242)	(14,005)	(12,780)	
(うち人件費) ⑤	(1,591,195)	(863,311)	(300,567)	(211,829)	(109,701)	(105,787)	
※うち共通管理費 ⑥		256,082	72,062	49,861	21,499	13,933	△ 413,437
(うち減価償却費) ⑦		(15,195)	(4,276)	(2,959)	(1,276)	(827)	(△24,533)
(うち人件費) ⑦		(161,424)	(45,424)	(31,429)	(13,551)	(8,783)	(△260,611)
事業利益 ⑧ (③-④)	696,579	825,803	293,518	△ 191,052	△ 66,033	△ 165,657	
事業外収益 ⑨	302,789	187,548	52,776	36,516	15,745	10,204	
※うち共通分 ⑩		187,548	52,776	36,516	15,745	10,204	△ 302,789
事業外費用 ⑪	15,455	9,573	2,694	1,864	803	521	
※うち共通分 ⑫		9,573	2,694	1,864	803	521	△ 15,455
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	983,913	1,003,778	343,600	△ 156,400	△ 51,091	△ 155,974	
特別利益 ⑭	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分 ⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失 ⑯	63,847	39,545	11,129	7,701	3,320	2,152	
※うち共通分 ⑰		39,545	11,129	7,701	3,320	2,152	△ 63,847
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	920,065	964,232	332,471	△ 164,101	△ 54,411	△ 158,126	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		66,728	28,637	32,259	30,502	△ 158,126	
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	920,065	897,504	303,834	△ 196,360	△ 84,913		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

【部門別損益計算書注記】

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

配賦基準：（職員数割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割）の平均値

(2) 営農指導事業

配賦基準：（均等割+事業総利益割）の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

（単位：％）

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	合 計
共通管理費等	61.94	17.43	12.06	5.20	3.37	100.00
営農指導事業	42.20	18.11	20.40	19.29		100.00

(参考) 部門別の資産

（単位：千円）

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業別の総資産	424,584,665	415,563,842	1,473,258	333,369	84,758		7,129,438
総資産(共通資産配賦後)※	424,584,665	419,979,806	2,715,916	1,193,187	455,492	240,264	
(うち固定資産)	(6,948,929)	(4,316,719)	(1,154,078)	(910,513)	(344,503)	(223,116)	

※共通資産の他部門への配賦基準

配賦基準：（職員数割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割）の平均値

6. 部門別損益計算書（令和4年度）

（単位：千円）

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	4,285,428	2,675,596	706,011	755,382	138,066	10,373	
事業費用 ②	1,015,300	322,234	9,807	589,108	63,596	30,555	
事業総利益 (①-②) ③	3,270,127	2,353,362	696,203	166,274	74,470	△ 20,182	
事業管理費 ④	2,530,346	1,439,172	415,017	376,306	162,358	137,493	
（うち減価償却費） ⑤	(206,551)	(108,663)	(37,835)	(31,667)	(14,648)	(13,738)	
（うち人件費） ⑤	(1,566,607)	(842,210)	(293,344)	(222,557)	(110,284)	(98,212)	
※うち共通管理費 ⑥		279,677	77,590	56,834	22,932	16,180	△ 453,213
（うち減価償却費） ⑦		(17,181)	(4,767)	(3,492)	(1,409)	(994)	(△27,843)
（うち人件費） ⑦		(165,132)	(45,812)	(33,556)	(13,540)	(9,553)	(△267,593)
事業利益 (③-④) ⑧	739,781	914,190	281,186	△ 210,032	△ 87,888	△ 157,675	
事業外収益 ⑨	271,869	167,770	46,544	34,093	13,756	9,706	
※うち共通分 ⑩		167,770	46,544	34,093	13,756	9,706	△ 271,869
事業外費用 ⑪	19,612	12,101	3,358	2,460	993	700	
※うち共通分 ⑫		12,101	3,358	2,460	993	700	△ 19,612
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	992,037	1,069,859	324,372	△ 178,399	△ 75,125	△ 148,669	
特別利益 ⑭	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分 ⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失 ⑯	130,209	80,352	22,292	16,328	6,589	4,648	
※うち共通分 ⑰		80,352	22,292	16,328	6,589	4,648	△ 130,209
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	861,827	989,506	302,079	△ 194,727	△ 81,714	△ 153,317	
営農指導事業分配賦額 ⑲		65,773	27,183	31,246	29,115	△ 153,317	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	861,827	923,733	274,896	△ 225,973	△ 110,829		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

【部門別損益計算書注記】

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

配賦基準：（職員数割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割）の平均値

(2) 営農指導事業

配賦基準：（均等割+事業総利益割）の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

（単位：％）

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	合 計
共通管理費等	61.71	17.12	12.54	5.06	3.57	100.00
営農指導事業	42.90	17.73	20.38	18.99		100.00

(参考) 部門別の資産

（単位：千円）

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 資 産
事業別の総資産	423,687,840	414,455,436	1,472,868	360,130	88,208		7,311,198
総資産(共通資産配賦後)※ （うち固定資産）	423,687,840 (7,106,438)	418,966,947 (4,389,697)	2,724,482 (1,163,989)	1,277,127 (965,824)	458,225 (344,221)	261,059 (242,707)	

※共通資産の他部門への配賦基準

配賦基準：（職員数割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割）の平均値

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について(要請)」(平成17年10月14日付金監第2835号・17経営第3991号)に基づく、当組合の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成にかかる内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確認書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において農協法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2)業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3)重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月14日

大阪北部農業協同組合
代表理事組合長 中井 勝次

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表、剰余金処分計算書及び部門別損益計算書を指しています。

8. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	5,260,445	4,825,633	4,679,538	4,134,349	4,285,428
信用事業収益	3,044,655	2,706,538	2,676,172	2,601,306	2,675,596
共済事業収益	757,947	740,093	738,646	717,757	706,011
農業関連事業収益	815,852	802,261	789,112	643,872	755,382
その他事業収益	641,991	576,741	475,608	171,414	148,439
経 常 利 益	705,559	710,857	881,041	983,913	992,037
当 期 剰 余 金	481,136	367,524	461,255	686,156	624,899
出 資 金	1,667,193	1,652,266	1,639,796	1,601,797	1,580,141
(出 資 口 数)	(1,667,193)	(1,652,266)	(1,639,796)	(1,601,797)	(1,580,141)
純 資 産 額	17,550,663	17,904,298	18,320,772	18,934,507	19,505,601
総 資 産 額	418,158,696	411,795,156	414,550,171	424,584,665	423,687,840
貯 金 等 残 高	394,908,347	388,655,025	390,621,227	399,796,644	398,768,951
貸 出 金 残 高	40,337,257	39,193,753	41,237,404	46,189,267	46,129,891
有 価 証 券 残 高	7,264,192	7,759,259	10,655,089	13,123,423	12,011,887
剰 余 金 配 当 金 額	33,235	32,957	32,729	31,910	31,448
出 資 配 当 の 額	33,235	32,957	32,729	31,910	31,448
事 業 分 量 配 当 の 額	—	—	—	—	—
職 員 数	201	200	209	203	199
単 体 自 己 資 本 比 率	12.30%	12.69%	12.92%	13.32%	13.72%

- (注)1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
資金運用収益	2,538,993	2,538,236	△ 757
資金調達費用	161,947	160,356	△ 1,590
資金運用収支	2,377,045	2,377,879	833
役務取引等収益	39,475	39,490	14
役務取引等費用	12,532	12,809	276
役務取引等収支	26,943	26,680	△ 262
その他信用事業収益	22,837	97,870	75,033
その他信用事業費用	149,642	146,753	△ 2,889
その他信用事業収支	△ 126,805	△ 48,883	77,922
信用事業粗利益	2,277,183	2,355,676	78,493
(信用事業粗利益率)	0.54%	0.55%	0.01%
共済事業粗利益	710,302	696,203	△ 14,099
(共済事業粗利益率)	0.13%	0.12%	△ 0.01%
購買事業粗利益	70,788	69,942	△ 845
(購買事業粗利益率)	9.03%	9.50%	0.47%
販売事業粗利益	57,844	55,270	△ 2,573
(販売事業粗利益率)	15.28%	11.86%	△ 3.42%
総 粗 利 益	3,221,306	3,272,417	51,111
(総粗利益率)	0.74%	0.73%	△ 0.01%
事業粗利益	3,521,519	3,500,350	△ 21,168
(事業粗利益率)	0.81%	0.78%	△ 0.02%
事業純益	999,405	970,004	△ 29,401
実質事業純益	1,000,220	970,004	△ 30,215
コア事業純益	1,000,220	970,004	△ 30,215
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,000,220	970,004	△ 30,215

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	414,578,794	2,535,059	0.61%	423,309,174	2,532,970	0.59%
うち預金	358,067,832	2,063,212	0.57%	365,164,626	2,072,801	0.56%
うち有価証券	11,804,479	77,568	0.65%	12,847,601	79,503	0.61%
うち貸出金	44,706,481	394,278	0.88%	45,296,947	380,665	0.84%
資金調達勘定	415,418,027	158,013	0.03%	423,923,271	155,090	0.03%
うち貯金・定期積金	413,688,257	157,863	0.03%	422,489,572	154,739	0.03%
うち借入金	1,729,770	150	0.00%	1,433,698	351	0.02%
総資金利ざや	—	—	0.16%	—	—	0.16%

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2. (注)1.の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めています。
3. うち預金利息には受取特別配当金を含めて記載しています。
また、うち貯金・定期積金利息には定期積金先払割引金を含めて記載しています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	△ 66,375	△ 757
うち預 金	△ 68,326	9,589
うち有 価 証 券	5,556	1,934
うち貸 出 金	△ 3,604	△ 12,279
うちそ の 他	△ 1	△ 1
支払利息	△ 98,303	△ 1,590
うち貯金・定期積金	△ 99,929	△ 3,125
うち譲渡性貯金	—	—
うち借 入 金	△ 346	201
うちそ の 他	1,971	1,333
差 引	31,928	833

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息のうち預金には受取特別配当金を含んでおり、また、支払利息のうち貯金・定期積金には定期積金先払割引金を含んでいます。
 3. 受取利息のうちその他は定期積金遅延利息等で、また、支払利息のうちその他は貸付留保金利息です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 貯金の科目別期末残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
当 座 貯 金	62,466	0.01%	43,303	0.01%	△ 19,163
普 通 貯 金	107,436,638	26.87%	114,901,489	28.81%	7,464,850
貯 蓄 貯 金	357,328	0.08%	347,686	0.08%	△ 9,641
通 知 貯 金	400,000	0.10%	—	—	△ 400,000
そ の 他 の 流 動 性 貯 金	421,599	0.10%	355,751	0.08%	△ 65,847
流 動 性 貯 金 計	108,678,032	27.18%	115,648,231	29.00%	6,970,198
定 期 貯 金	286,747,684	71.72%	278,762,906	69.90%	△ 7,984,777
定 期 積 金	3,714,417	0.92%	3,762,942	0.94%	48,524
そ の 他 の 定 期 性 貯 金	656,509	0.16%	594,871	0.14%	△ 61,637
定 期 性 貯 金 計	291,118,611	72.81%	283,120,720	70.99%	△ 7,997,890
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合 計	399,796,644	100.00%	398,768,951	100.00%	△ 1,027,692

② 貯金の科目別平均残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
当 座 貯 金	66,001	0.01%	54,712	0.01%	△ 11,288
普 通 貯 金	102,956,108	24.88%	111,123,325	26.30%	8,167,216
貯 蓄 貯 金	365,318	0.08%	340,475	0.08%	△ 24,842
通 知 貯 金	2,798,457	0.67%	4,915,112	1.16%	2,116,655
そ の 他 の 流 動 性 貯 金	490,200	0.11%	424,204	0.10%	△ 65,996
流 動 性 貯 金 計	106,676,086	25.78%	116,857,831	27.65%	10,181,744
定 期 貯 金	302,618,665	73.15%	301,270,024	71.30%	△ 1,348,640
定 期 積 金	3,742,896	0.90%	3,727,255	0.88%	△ 15,640
そ の 他 の 定 期 性 貯 金	650,609	0.15%	634,461	0.15%	△ 16,147
定 期 性 貯 金 計	307,012,170	74.21%	305,631,741	72.34%	△ 1,380,428
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合 計	413,688,257	100.00%	422,489,572	100.00%	8,801,315

③ 定期貯金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 定 期	291,112,135	99.99%	283,114,418	99.99%	△ 7,997,717
変 動 金 利 定 期	6,475	0.00%	6,302	0.00%	△ 173
合 計	291,118,611	100.00%	283,120,720	100.00%	△ 7,997,890

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 貸出金の科目別期末残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
手 形 貸 付	—	—	—	—	—
証 書 貸 付	45,790,350	99.13%	45,752,573	99.18%	△ 37,776
当 座 貸 越	398,917	0.86%	377,318	0.81%	△ 21,599
割 引 手 形	—	—	—	—	—
合 計	46,189,267	100.00%	46,129,891	100.00%	△ 59,375

② 貸出金の科目別平均残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手 形 貸 付	443	0.00%	—	—	△ 443
証 書 貸 付	44,863,222	99.06%	45,740,798	99.17%	877,575
当 座 貸 越	425,246	0.93%	381,693	0.82%	△ 43,553
割 引 手 形	—	—	—	—	—
合 計	45,288,912	100.00%	46,122,491	100.00%	833,579

③ 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	9,534,882	20.64%	8,813,250	19.10%	△ 721,632
変 動 金 利 貸 出	36,654,384	79.35%	37,316,641	80.89%	662,256
合 計	46,189,267	100.00%	46,129,891	100.00%	△ 59,375

④ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類		令和3年度	令和4年度	増 減
物 的 担 保	貯 金 等	4,963,559	4,718,345	△ 245,214
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	32,458	24,694	△ 7,763
	不 動 産	17,292,230	15,695,823	△ 1,596,406
	そ の 他 担 保 物	—	—	—
	計	22,288,247	20,438,863	△ 1,849,384
保 証	農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	14,916,060	17,126,562	2,210,501
	そ の 他 保 証	797,852	833,534	35,681
	計	15,713,912	17,960,096	2,246,183
信 用		8,187,107	7,730,932	△ 456,174
合 計		46,189,267	46,129,891	△ 59,375

⑤債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ありません。

⑥貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設 備 資 金	31,266,564	67.69%	32,105,269	69.59%	838,705
運 転 資 金	5,219,846	11.30%	4,944,558	10.71%	△ 275,287
そ の 他	9,702,857	21.00%	9,080,064	19.68%	△ 622,792
合 計	46,189,267	100.00%	46,129,891	100.00%	△ 59,375

⑦貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
製 造 業	361	0.00%	110	0.00%	△ 251
農 業	254,083	0.55%	246,044	0.53%	△ 8,039
林 業	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—
建 設 業	77,487	0.16%	68,963	0.14%	△ 8,524
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—
運 輸 業	16,066	0.03%	11,908	0.02%	△ 4,157
卸 売 ・ 小 売 業	72,300	0.15%	98,902	0.21%	26,602
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—
不 動 産 業	21,512,510	46.57%	21,484,374	46.57%	△ 28,135
各 種 サ ー ビ ス 業	982,555	2.12%	902,408	1.95%	△ 80,147
地 方 公 共 団 体	8,187,107	17.72%	7,730,932	16.75%	△ 456,174
個人(住宅・消費・納税資金等)	15,086,795	32.66%	15,586,248	33.78%	499,452
合 計	46,189,267	100.00%	46,129,891	100.00%	△ 59,375

(注) 1. 業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいています。

⑧主要な農業関係の貸出金残高

●営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	345,302	318,825	△ 26,477
うち 穀 作	52,773	59,823	7,049
うち 野 菜 ・ 園 芸	14,778	14,877	99
うち 果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
うち 工 芸 作 物	—	—	—
うち 養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	222	231	9
うち 養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
うち 養 蚕	—	—	—
うち そ の 他 農 業	277,529	243,892	△ 33,636
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	345,302	318,825	△ 26,477

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が該当します。

●資金種類別

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	343,513	317,246	△ 26,266
農 業 制 度 資 金	1,789	1,578	△ 210
うち 農 業 近 代 化 資 金	1,789	1,578	△ 210
うち そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	345,302	318,825	△ 26,477

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑨農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

●農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	355,297	319,732
危険債権	239,172	313,674
要管理債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
合計	594,470	633,407
正常債権	45,620,702	45,517,013

(注1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っておりませんが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

(注3)要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注4)三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。

(注5)貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2及び注4に掲げるものを除く。)をいいます。

(注6)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、上記に掲げる債権以外の債権をいいます。

●金融再生法開示債権の保全状況

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
金融再生法開示債権合計(A)	594,470	633,407
保全額合計(B)	594,470	633,407
うち貸倒引当金	192,701	155,802
うち担保保証等	401,768	477,604
保全率(B)/(A)	100.00%	100.00%

(注)貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しています。

⑩元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当ありません。

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高	
			目 的 使 用	そ の 他		
令 和 3 年 度	一 般 貸 倒 引 当 金	116,137	116,952	—	116,137	116,952
	個 別 貸 倒 引 当 金	272,368	192,956	43,219	229,149	192,956
	合 計	388,506	309,908	43,219	345,287	309,908
令 和 4 年 度	一 般 貸 倒 引 当 金	116,952	115,796	—	116,952	115,796
	個 別 貸 倒 引 当 金	192,956	155,868	18,656	174,299	155,868
	合 計	309,908	271,664	18,656	291,252	271,664

(注)その他の金額は洗替による取崩額です。

⑫貸出金償却等の額

該当ありません。

(3) 為替業務等取扱実績

①内国為替取扱実績

(単位：千件、千円)

種 類	令和3年度				令和4年度			
	仕 向		被 仕 向		仕 向		被 仕 向	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	33	72,079,580	246	107,551,423	36	68,046,382	262	93,653,080
代金取立為替	0	47,313	0	6,513	0	46,197	0	32,116
雑 為 替	0	258,593	0	208,649	1	323,995	0	266,170
合 計	34	72,385,487	246	107,766,586	38	68,416,575	262	93,951,366

②公共債の引受額・公共債窓販実績

(単位：千円)

種 類	窓 口 販 売 実 績		引 受 実 績	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 債	20,000	3,500	—	—

③オフバランス取引の状況

該当ありません。

(4) 有価証券に関する指標

①有価証券の種類別平均残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国 債	2,881,791	4,992,036	2,110,245
地 方 債	8,922,688	7,855,564	△ 1,067,124
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—
投 資 証 券	—	—	—
合 計	11,804,479	12,847,601	1,043,121

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和3年度及び令和4年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

②商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

③有価証券の残存期間別残高

(単位：千円)

年度	種 類	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和3 年度	国 債	100,001	99,953	—	—	—	3,669,184	—	3,869,139
	地 方 債	3,865,621	1,099,925	—	—	499,861	3,788,875	—	9,254,283
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	
令和4 年度	国 債	99,990	—	—	—	100,000	5,422,508	—	5,622,499
	地 方 債	1,099,973	—	—	—	699,877	4,589,536	—	6,389,387
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和3年度及び令和4年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当ありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	299,955	314,650	14,694	492,697	514,930	22,232
	地方債	5,465,408	5,517,643	52,234	2,199,851	2,228,100	28,248
	小計	5,765,364	5,832,293	66,929	2,692,549	2,743,030	50,480
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,569,184	3,449,030	△120,154	5,129,801	4,807,700	△322,101
	地方債	3,788,875	3,624,140	△164,735	4,189,536	3,817,570	△371,966
	小計	7,358,059	7,073,170	△284,889	9,319,338	8,625,270	△694,068
合計		13,123,423	12,905,463	△217,960	12,011,887	11,368,300	△643,587

[その他有価証券]

該当ありません。

② 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当ありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当ありません。

[その他の金銭の信託]

該当ありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

(6) 預かり資産

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	—	3,548

(注) 投資信託残高は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和3年度	令和4年度
残高有り投資信託口座数	—	5

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済新契約高・保有高

(単位：千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	3,694,672	74,720,374	3,224,701	73,917,713
	定期生命共済	708,000	4,008,000	1,006,000	4,871,000
	養老生命共済	938,520	22,830,325	683,350	20,595,558
	うちこども共済	384,700	9,085,842	264,200	8,589,142
	医療共済	269,500	4,647,300	257,500	4,256,050
	がん共済	—	492,000	—	478,500
	定期医療共済	—	886,200	—	840,400
	介護共済	283,425	1,627,986	187,648	1,758,680
	年金共済	—	86,000	—	83,000
建物系	建物更生共済	41,741,650	427,374,299	40,004,460	435,122,090
合 計		47,635,768	536,672,485	45,363,659	541,922,991

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額新契約高・保有高

(単位：千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療系	医療共済	49	18,702	68	17,253
	がん共済	68,377	75,770	68,720	151,140
	定期医療共済	204	8,663	190	8,663
	定期医療共済	—	2,090	—	1,965
合 計		253	29,455	258	27,881
		68,377	75,770	68,720	151,140

(注) 1. 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。
2. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護系		308,977	1,931,530	194,487	2,057,103
認知症共済		—	—	47,000	47,000
生活障害共済（一時金型）		500	49,000	—	48,000
生活障害共済（定期年金型）		—	1,900	300	2,200
特定重度疾病共済		34,100	169,000	22,000	188,500

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金新契約高・保有高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	182,283	2,842,745	149,213	2,870,807
年金開始後	—	1,500,705	—	1,383,599
合 計	182,283	4,343,451	149,213	4,254,407

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	27,845,300	22,443	25,258,330	21,133
自動車共済	—	294,980	—	292,376
傷害共済	7,793,400	1,504	13,249,900	1,602
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	4,000	39	4,000	39
賠償責任共済	—	2,217	—	2,020
自賠責共済	—	23,325	—	22,194
合 計	—	344,510	—	339,367

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は「—」。）を記載しています。

3. 購買事業取扱実績

(1) 買取購買品

(単位：千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		手数料	購買品取扱高	手数料	購買品取扱高
生産資材	飼料	395	3,812	1,281	12,217
	肥料	13,968	101,698	13,344	112,391
	農薬	8,924	69,508	9,271	66,613
	保温資材	4,841	28,369	4,540	24,596
	包装資材	1,836	9,954	2,156	10,243
	農業機械	4,404	56,539	4,330	54,837
	石油類	202	969	192	882
	自動車	122	20,862	90	20,251
	建築資材	7,131	67,026	7,748	70,340
	その他	8,311	48,854	7,445	45,805
計		50,140	407,595	50,402	418,179
生活物資	食料	3,492	38,101	3,117	28,419
	米				
	生鮮食品	2,648	28,375	2,837	32,067
	一般食品	4,986	39,311	4,385	33,409
	衣料品	544	2,665	523	2,670
	耐久消費財	1,324	14,019	1,875	20,399
	日用雑貨	6,386	253,621	5,683	201,082
LPガス	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	
計		19,383	376,094	18,421	318,049
合計		69,523	783,690	68,824	736,228

(注)購買品取扱高は、取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 販売事業取扱実績

(1) 受託販売品

(単位：千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		販売品取扱高	手数料	販売品取扱高	手数料
米		870	127	2,019	275
麦・豆・雑穀		3,367	656	2,551	358
野菜		1,658	28	984	20
果実		17,058	465	10,797	294
その他		96,141	13,999	98,486	14,719
合計		119,096	15,278	114,840	15,668

(注)販売品取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 買取販売品

(単位：千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		販売品取扱高	手数料	販売品取扱高	手数料
米		217,950	37,751	306,863	39,003
果実		80	12	68	—
その他		41,386	7,806	44,150	7,513
合計		259,417	45,570	351,082	46,517

5. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収益	指導補助金	—	—
	実費収入	13,151	11,640
	受入事務委託料	628	732
	計	13,779	12,373
費用	営農改善費	28,971	30,555
	生活改善費	3,614	3,618
	教育情報費	12,311	12,938
	計	44,897	47,112
収 支 差 額		△31,118	△ 34,739

6. 資産相談（宅地等供給）事業

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収益	宅地等供給手数料	37,118	39,217
	宅地等供給雑収入	47,336	36,193
	計	84,455	75,410
費用	宅地等供給雑費	1,900	1,900
	計	1,900	1,900
総 利 益		82,555	73,509

7. 利用事業

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収益	水稲育苗関係	30,382	29,938
	粃すり関係	40,643	42,326
	その他の収益	8,663	11,243
	計	79,689	83,508
費用	水稲育苗関係	17,215	17,785
	粃すり関係	7,415	7,200
	その他の費用	1,308	1,969
	計	25,938	26,954
総 利 益		53,750	56,553

IV 経営諸指標

1. 利益率

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.22%	0.22%	0.00%
資本経常利益率	5.37%	5.17%	△0.20%
総資産当期純利益率	0.15%	0.14%	△0.01%
資本当期純利益率	3.74%	3.26%	△0.48%

- (注) 1. 総資産経常利益率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$
 2. 資本経常利益率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$
 3. 総資産当期純利益率 = $\frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$
 4. 資本当期純利益率 = $\frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

2. 貯貸率・貯証率

区分		令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末	11.55%	11.56%	0.01%
	期中平均	10.94%	10.91%	△0.03%
貯証率	期末	3.28%	3.01%	△0.27%
	期中平均	2.85%	3.04%	0.19%

- (注) 1. 貯貸率(期末) = $\frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$
 2. 貯貸率(期中平均) = $\frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$
 3. 貯証率(期末) = $\frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$
 4. 貯証率(期中平均) = $\frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

3. 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度	増減
信用事業	貯金残高	1,969,441	2,003,864	34,423
	貸出金残高	227,533	231,808	4,275
共済事業	長期共済保有高	2,643,706	2,723,231	79,525
経済事業	購買品取扱高	3,860	3,699	△161
	販売品取扱高	1,864	2,341	477

(注) 各年度末の数値を令和3年度は203人、令和4年度は199人で除して算出しています。

4. 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
貯金残高	26,653,109	26,584,596	△68,513
貸出金残高	3,299,233	3,294,992	△4,241
長期共済保有高	38,333,748	38,708,785	375,037
購買品取扱高	55,977	52,587	△3,390

(注) 各年度の貯金残高算出における店舗数は15店舗で、それ以外は14店舗で除して算出しています。

V 自己資本の充実の状況等

- 農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成19年金融庁・農林水産省告示第4号)として開示しています。
- 「定性的な開示事項」の前年度(令和3年度)の記載については、以下(令和4年度)と同内容のため、記載を省略しています。

定性的な開示事項

1. 自己資本比率の状況等

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員・利用者みなさまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、13.72%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

[普通出資による資本調達額]

項目	内容
発行主体	大阪北部農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,580百万円(前年度1,601百万円)

当JAは、「自己資本比率算出規程」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 信用リスクに関する事項

当 J A では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付又はカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 J A では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 J A では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクをいい、当該リスクの管理方針等については、16ページをご覧ください。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当JAでは、自己資本比率の算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものをいい、当JAにおいては、系統及び系統外出資が該当します。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、系統及び系統外出資の評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金(外部出資等損失引当金)の計上や直接償却(外部出資等償却)を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

8. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
ALM・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日として、四半期でIRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
重要な変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における
当該金利リスクに関する事項

該当ありません。

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	16,743,675	17,319,468
うち、出資金及び資本準備金の額	2,623,882	2,602,226
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	14,159,316	14,756,541
うち、外部流出予定額 (△)	31,910	31,448
うち、上記以外に該当するものの額	△ 7,612	△ 7,851
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	116,952	115,796
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	116,952	115,796
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	272,719	136,095
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	17,133,347	17,571,359
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,072	3,673
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,072	3,673
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されたものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,072	3,673
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ)	17,130,275	17,567,686
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	122,619,119	121,888,353
うち経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,030,218	3,024,341
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	3,030,218	3,024,341
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,974,994	6,086,861
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	128,594,114	127,975,215
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ) × 100	13.32	13.72

(注1) 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(注2) 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

(注3) 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	1,726,312	—	—	1,713,839	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	3,873,023	—	—	5,629,020	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	17,472,084	—	—	14,144,116	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	343,396,701	68,679,340	2,747,173	343,463,608	68,692,721	2,747,708
法人等向け	1,745,559	512,714	20,508	1,588,731	481,249	19,249
中小企業等向けおよび個人向け	4,017,857	1,304,274	52,170	4,016,288	1,227,767	49,110
抵当権付住宅ローン	5,520,061	1,893,795	75,751	4,895,593	1,683,291	67,331
不動産取得等事業向け	6,510,420	5,510,478	220,419	5,891,929	5,013,626	200,545
三月以上延滞等	318,507	160,027	6,401	282,950	152,801	6,112
取立未済手形	20,324	4,064	162	18,317	3,663	146
信用保証協会等保証付	14,920,017	1,475,587	59,023	17,128,890	1,698,966	67,958
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	242,199	242,199	9,687	242,199	242,199	9,687
（うち出資等のエクスポージャー）	242,199	242,199	9,687	242,199	242,199	9,687
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	22,098,214	39,806,417	1,592,256	21,914,580	39,667,724	1,586,708
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会を対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	12,394,525	30,986,312	1,239,452	12,394,525	30,986,312	1,239,452
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,189	2,974	118	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	9,702,499	8,817,130	352,685	9,520,055	8,681,411	347,256
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非S T C 適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマシゲート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフオールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	3,030,218	121,208	—	3,024,341	120,973
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	421,861,283	122,619,119	4,904,764	420,930,067	121,888,353	4,875,534
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	421,861,283	122,619,119	4,904,764	420,930,067	121,888,353	4,875,534
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %		
	128,594,114	5,143,764	127,975,215	5,119,008		

(注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
(注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
(注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトは150%になったエクスポージャーのことです。
(注4) 「出資等」とは、出資エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
(注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
(注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
(注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれています。
(注8) 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞
 租利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 ÷8%
 直近3年間のうち租利益が正の値であった年数

3. 信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

項目	令和3年度				令和4年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	
	うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券			
農業	34,431	34,291	—	—	28,535	28,394	—	—	
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設・不動産業	3,393,046	3,385,946	—	—	3,190,982	3,183,882	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸・通信業	21,815	14,500	—	—	18,815	11,500	—	—	
金融・保険業	357,712,033	—	—	—	357,764,461	—	—	—	
卸売・小売・飲食・サービス業	941,975	888,501	—	—	889,421	835,948	—	—	
日本国政府・地方公共団体	21,345,107	8,200,703	13,138,917	—	19,773,136	7,740,534	12,026,891	—	
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	33,758,625	33,692,151	—	318,507	34,416,564	34,348,634	—	282,950	
その他	4,654,248	—	—	—	4,848,149	—	—	—	
業種別残高計	421,861,283	46,216,094	13,138,917	318,507	420,930,067	46,148,894	12,026,891	282,950	
1年以下	348,248,502	880,792	3,971,008	—	339,470,871	635,992	1,201,271	—	
1年超3年以下	2,273,372	1,072,186	1,201,186	—	6,664,141	834,141	—	—	
3年超5年以下	2,032,026	2,032,026	—	—	1,931,725	1,931,725	—	—	
5年超7年以下	1,495,825	1,495,825	—	—	1,433,720	1,433,720	—	—	
7年超10年以下	3,583,151	3,081,778	501,373	—	4,019,614	3,218,143	801,471	—	
10年超	44,585,723	37,120,373	7,465,349	—	47,567,604	37,543,455	10,024,149	—	
期限の定めのないもの	19,642,680	533,110	—	—	19,842,388	551,715	—	—	
残存期間別残高計	421,861,283	46,216,094	13,138,917	—	420,930,067	46,148,894	12,026,891	—	

- (注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- (注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- (注3) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- (注4) 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
- (注5) 当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

項目	令和3年度				令和4年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	116,137	116,952	—	116,137	116,952	116,952	115,796	—	116,952	115,796
個別貸倒引当金	272,368	192,956	43,219	229,149	192,956	192,956	155,868	18,656	174,299	155,868
農業	26,064	27,396	—	26,064	27,396	27,396	21,674	—	27,396	21,674
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	246,303	165,560	43,219	203,084	165,560	165,560	134,193	18,656	146,903	134,193
合計	388,506	309,908	43,219	345,287	309,908	309,908	271,664	18,656	291,252	271,664

(注) 当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

③貸出金償却の額

該当ありません。

④信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

項目	令和3年度			令和4年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウェイト0%	—	28,564,562	28,564,562	—	26,588,221	26,588,221
リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト10%	—	14,755,871	14,755,871	—	16,989,660	16,989,660
リスク・ウェイト20%	—	343,417,025	343,417,025	—	343,905,081	343,905,081
リスク・ウェイト35%	—	5,410,845	5,410,845	—	4,794,172	4,794,172
リスク・ウェイト50%	—	624,474	624,474	—	183,308	183,308
リスク・ウェイト75%	—	1,528,253	1,528,253	—	1,556,677	1,556,677
リスク・ウェイト100%	—	18,124,495	18,124,495	—	17,476,768	17,476,768
リスク・ウェイト150%	—	70,258	70,258	—	65,995	65,995
リスク・ウェイト250%	—	12,395,714	12,395,714	—	12,394,525	12,394,525
その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%	—	—	—	—	—	—
合計	—	424,891,502	424,891,502	—	423,954,409	423,954,409

- (注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- (注2) 「格付あり」には、リスク・ウェイト算定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはリスク・ウェイト算定において格付を使用していないものを記載してします。なお、格付は適格格付機関による依頼格付けのみ使用しています。
- (注3) 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを導入したものについても集計の対象としています。
- (注4) 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

項目	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商 品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	7,655	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	30,485	370,687	27,474	394,783
抵当権付住宅ローン	—	—	—	29,436
不動産取得等事業向け	3,009	—	1,428	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
その他	8,331	38,697	4,189	—
合計	49,481	409,385	33,092	424,220

(注1) 当JAは、適格金融資産担保について簡便手法を採用しています。

(注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

(注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品業向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトは150%になったエクスポージャーのことです。

(注4) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

(注5) 「その他」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

項目	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場	—	—	—	—
非上場	12,636,724	12,636,724	12,636,724	12,636,724
合計	12,636,724	12,636,724	12,636,724	12,636,724

②出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当ありません。

③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当ありません。

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当ありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

9. 金利リスクに関する事項

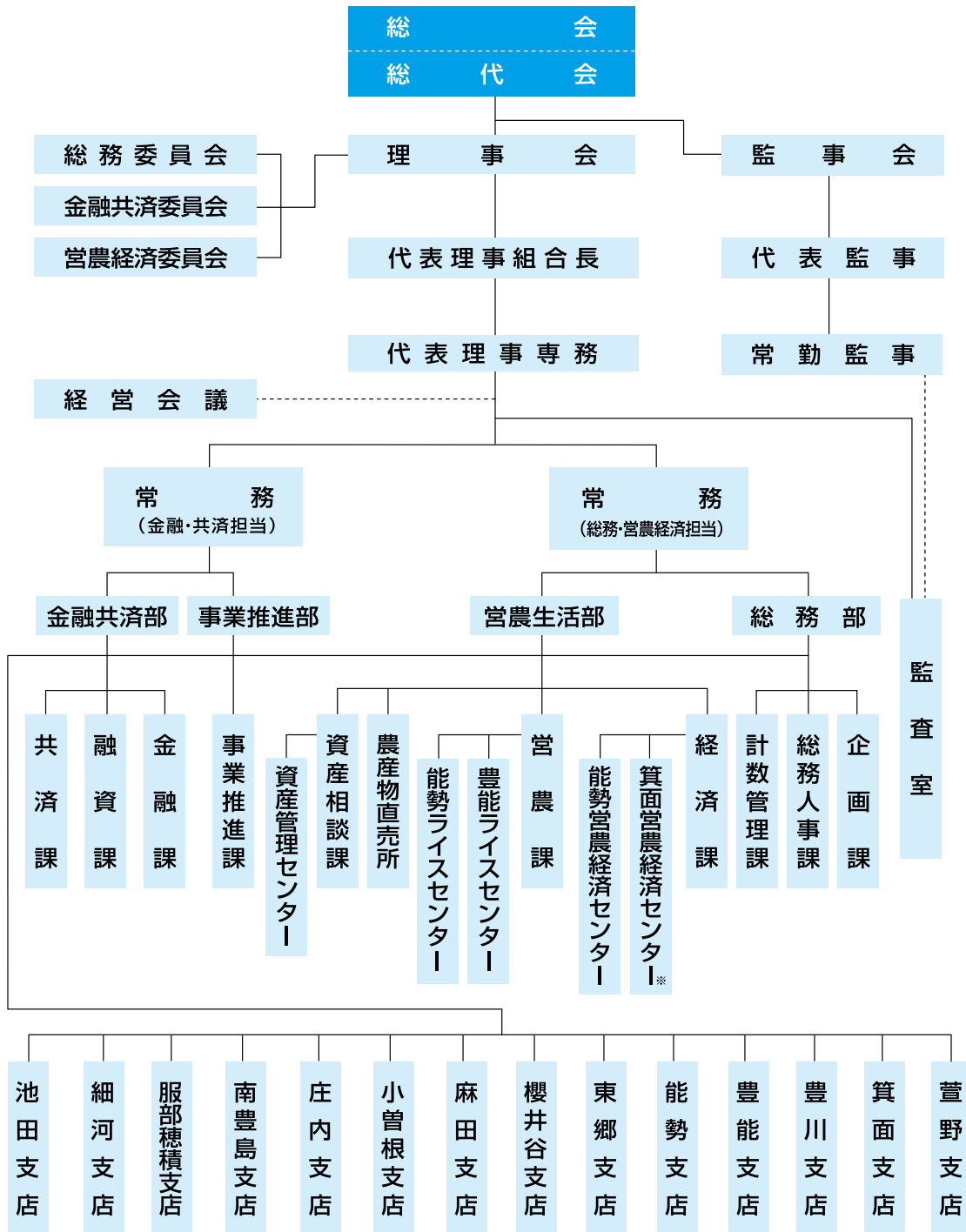
(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	256	391	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	2	43
3	スティープ化	1,436	1,591		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	—	191		
7	最大値	1,436	1,591	2	43
		令和3年度		令和4年度	
8	自己資本の額		17,130		17,567

【JAの概要】

1. 機構図

大阪北部農業協同組合組織図



(令和5年7月1日現在)

※箕面営農経済センターについては、令和5年2月6日にオープンしました。

2. 役員一覧

●理事

(令和5年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	代表権	役 職 名	氏 名	代表権
代表理事組合長	中井 勝次 ※2	有	理事	古澤 博史 ※2	無
代表理事専務	出口 久男 ※3	有	理事	阪本 裕昭	無
常務理事	射場 順一 ※3	無	理事	中上 忠彦 ※1	無
常務理事	柳澤 久義 ※3	無	理事	長澤 陽子 ※3	無
理事	乾 幸恵	無	理事	小山 勇人	無
理事	上西 利之 ※2	無	理事	土井 潔 ※2	無
理事	田淵 保延	無	理事	笹部 光義 ※2	無
理事	森畠 和志 ※2	無	理事	平井 康行 ※2	無
理事	畑 佳秀 ※2	無	理事	岸下 美恵子	無
理事	辰己 敦子	無	理事	初田 秀子	無
理事	吉野 聡 ※1	無	理事	渡邊 博一 ※2	無
理事	池田 廣 ※2	無	理事	半田 益宏 ※2	無
理事	笹部 敏一 ※2	無			

(順不同)

(注)1. 氏名に「※1」を付した方は、農業協同組合法第30条第12項第1号の規定に該当する理事です。

2. 氏名に「※2」を付した方は、農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第1号“へ”の規定に該当する理事です。

3. 氏名に「※3」を付した方は、農業協同組合法第30条第12項第2号の規定に該当するとした理事です。

4. 当組合は当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。

●監事

(令和5年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表監事	高橋 通康		
常勤監事	大石 昌也		
監事	谷 秀雄		
監事	種池 一宏		
監事	稲野 一三		
監事	村上 猛志		

(順不同)

(注)高橋 通康は、農業協同組合法第30条第14項に定める要件を満たす員外監事です。

3. 会計監査人の名称

(令和5年7月1日現在)

名 称	みのり監査法人
代 表 者	理事長 大森 一幸
主たる事務所	〒108-0014 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分		令和3年度	令和4年度	
正 組 合 員	個 人	3,754	3,656	
	法 人	農事組合法人	0	0
		その他の法人	2	3
	計		3,756	3,659
准 組 合 員	個 人	15,643	15,167	
	農 業 協 同 組 合	1	1	
	農 事 組 合 法 人	1	1	
	そ の 他 の 団 体	104	103	
	計		15,749	15,272
合 計		19,505	18,931	

5. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
大阪北部農協実行組合長会連絡協議会	5,045
大阪北部農協女性協議会	538
大阪北部農協年金友の会	14,274

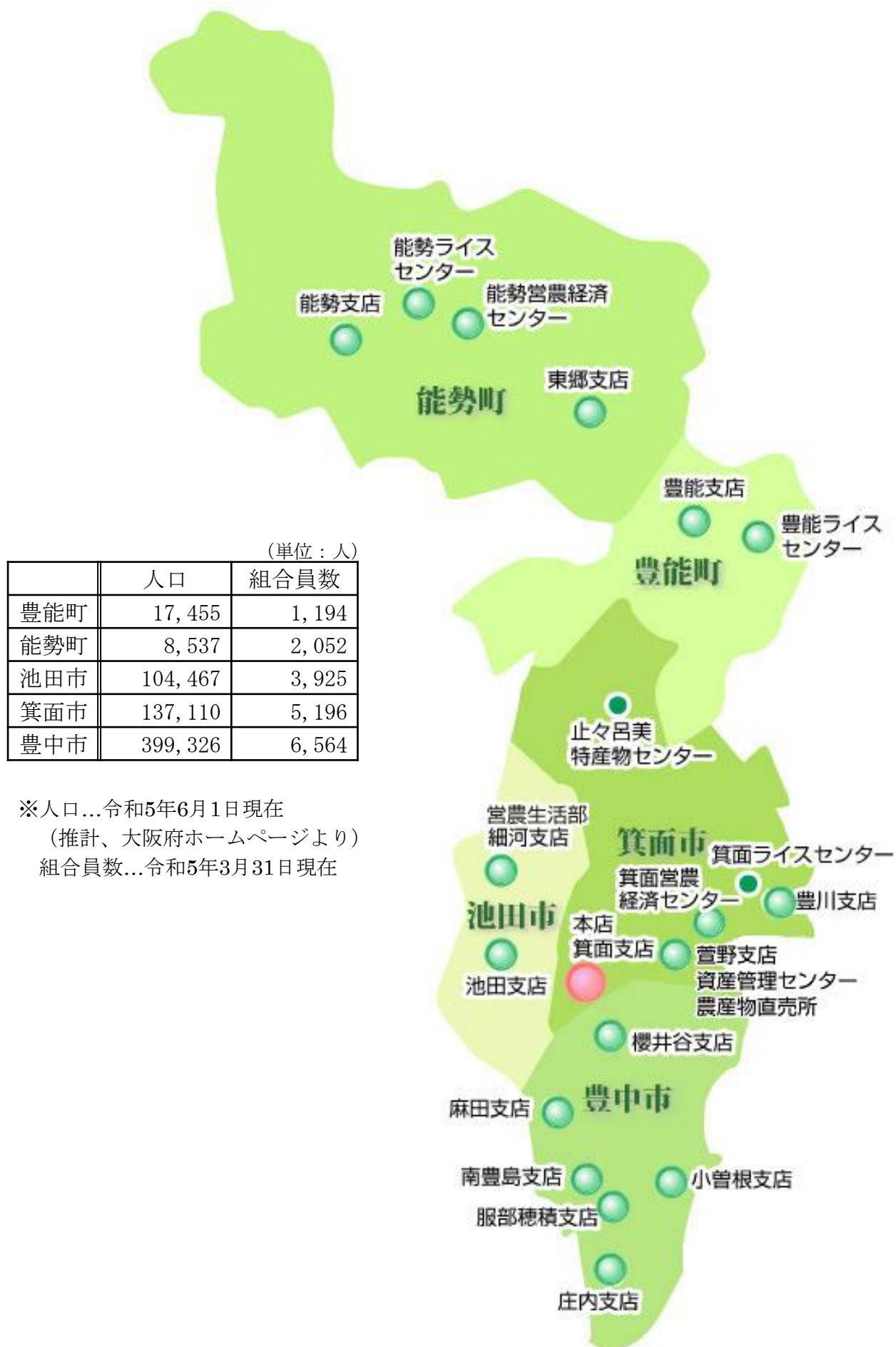
(注)1. 当JAの組合員組織を記載しています。

2. 組織名については7月1日現在を、構成員数については3月31日現在を基準として記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覽



(単位：人)

	人口	組合員数
豊能町	17,455	1,194
能勢町	8,537	2,052
池田市	104,467	3,925
箕面市	137,110	5,196
豊中市	399,326	6,564

※人口...令和5年6月1日現在
(推計、大阪府ホームページより)
組合員数...令和5年3月31日現在

(令和5年7月1日現在)

8. 沿革・あゆみ



JA大阪北部は平成12年4月1日に、名称のとおり大阪府北部に位置する豊能町・能勢町・池田市・箕面市・豊中市の3市2町に存する8JA（大阪豊能町農協・能勢町農協・池田市細河農協・池田市農協・箕面市農協・櫻井谷農協・豊中市農協・大阪南豊島農協）が合併し、本店・24支店・購買センター・2営農センター・給油所・旅行センター・資産管理センターで発足いたしました。発足時の貯金高は1,979億円、貸出金673億円、長期共済保有高は4,970億円でした。

平成12年	5月	大阪北部農協女性協議会、大阪北部農協年金友の会発足、 JA広報誌「JA大阪北部」を創刊（平成16年6月号より「ほくほく」に改名）
	6月	大阪北部農協実行組合長会連絡協議会発足
	8月	豊能営農センター（豊能ライスセンター）完成
平成13年	4月	大阪北部産キヌヒカリ米「シルク21」販売スタート
平成14年	1月	JAバンクシステム・JASTEMスタート
	2月	グループウェア（当JA内ネットワーク）稼働
平成17年	5月	宿野給油所廃止
平成18年	4月	第1次支店施設再編により4支店（箕面駅前支店、止々呂美支店、吉川支店、田尻支店）廃止
平成19年	4月	第2次支店施設再編により3支店（歌垣支店、宿野支店、中豊島支店）廃止
平成20年	2月	能勢営農経済センターオープン
	4月	第2次支店施設再編により4支店（神田支店、北豊島支店、秦野支店、才尊支店）廃止 池田支店オープン
平成28年	11月	能勢支店新築オープン
	12月	豊能支店新築オープン
平成30年	2月	萱野支店・資産管理センター新築オープン 農産物直売所グランドオープン
平成31年	3月	櫻井谷支店新築オープン
令和4年	5月	小曾根支店新築オープン
令和5年	2月	箕面営農経済センターオープン

9. 店舗一覧

(令和5年7月1日現在)

施設の名称	所在地の住所	電話番号	事業内容							
			信用	共済	購買	販売	指導	その他	CD・ATM	
本店	〒562-0043 箕面市桜井2-8-8	072-725-0751	○	○						
営農生活部	〒563-0013 池田市中川原町331-1	072-748-1701			○	○	○	○		
萱野支店	〒562-0014 箕面市萱野2-6-16	072-722-4123	○	○	○	○				2台
箕面支店	〒562-0043 箕面市桜井2-8-8	072-721-2071	○	○	○	○				1台
豊川支店	〒562-0024 箕面市栗生新家3-5-25	072-729-7161	○	○	○	○				1台
豊能支店	〒563-0219 豊能町余野160-1	072-739-0555	○	○	○	○	○	○		1台
能勢支店	〒563-0351 能勢町栗栖58-1	072-734-0006	○	○	○	○		○		1台
東郷支店	〒563-0132 能勢町野間中682-1	072-737-0515	○	○	○	○				1台
櫻井谷支店	〒560-0054 豊中市桜の町4-1-9	06-6852-6875	○	○	○	○	○			1台
麻田支店	〒560-0033 豊中市蛍池中町1-4-30	06-6855-0661	○	○	○	○				1台
小曾根支店	〒561-0812 豊中市北条町3-4-40	06-6331-0643	○	○	○	○				1台
庄内支店	〒561-0833 豊中市庄内幸町4-7-23	06-6332-0181	○	○	○	○				1台
南豊島支店	〒561-0846 豊中市利倉東1-10-36	06-6863-6941	○	○	○	○	○	○		1台
服部穂積支店	〒561-0858 豊中市服部西町1-10-1	06-6864-0695	○	○	○	○				1台
細河支店	〒563-0013 池田市中川原町331-1	072-751-2668	○	○	○	○	○	○		1台
池田支店	〒563-0027 池田市上池田2-1-7	072-750-2127	○	○	○	○	○	○		1台
資産管理センター	〒562-0014 箕面市萱野2-6-16	072-725-0800							○	
農産物直売所	〒562-0014 箕面市萱野2-6-13	072-720-5711			○	○	○			
箕面営農経済センター	〒562-0012 箕面市白島2-3-4	072-749-3818			○	○	○	○		
豊能ライスセンター	〒563-0213 豊能町切畑241-1	072-732-2477						○	○	
能勢ライスセンター	〒563-0352 能勢町大里221-1	072-734-2112						○	○	
能勢営農経済センター	〒563-0341 能勢町宿野172-1	072-734-0017			○	○	○	○		

○店外ATM

(令和5年7月1日現在)

施設の名称	所在地の住所	ATM 設置台数
箕面駅前キャッシュサービスコーナー	箕面市箕面6-2-5-104	1台
希望ヶ丘キャッシュサービスコーナー	豊能町希望ヶ丘6-1-12	1台
吉川キャッシュサービスコーナー	豊能町東ときわ台1-2-3	1台
田尻キャッシュサービスコーナー	能勢町下田尻130-1	1台
歌垣キャッシュサービスコーナー	能勢町倉垣923	1台
神田キャッシュサービスコーナー	池田市神田2-3-19	1台
北豊島キャッシュサービスコーナー	池田市石橋1-21-28-A号	1台

【参考】開示項目一覧

〔農業協同組合法施行規則第204条に基づく開示項目〕

1. 組合の概況及び組織に関する事項		5. 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
業務の運営の組織	85	貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金	
理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	86	処理計算書	37
会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	87	債権のうち下に掲げるものの額及び①～④までの合計額	65
事務所の名称及び所在地	90	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、②危険債権、	
当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に		③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権	
関する事項	87	元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された	
		信託を含む。）に係る債権のうち下に掲げるものの額及び	
2. 組合の主要な業務の内容		①～④までの合計額	66
主要な業務の内容	26	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、②危険債権、	
		③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権	
3. 組合の主要な業務に関する事項		自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官	
直近の事業年度における事業の概況	5	が別に定める事項	74
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	58	下の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	68
経常収益、経常利益又は経常損失、当期剰余金又は当期損失金		有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、	
出資金及び出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高		金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引	
貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率		貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	66
法第52条第2項の区分毎の剰余金の配当の金額、職員数		貸出金償却の額	66
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に	
主要な業務の状況を示す指標		基づき会計監査人の監査を受けている旨	57
事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業			
純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く）	59		
資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	59		
資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り			
及び総資金利ざや	59		
受取利息及び支払利息の増減	60		
総資産経常利益率及び資本経常利益率	73		
総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	73		
貯金に関する指標			
流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	61		
固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他			
の区分ごとの定期貯金の残高	61		
貸出金等に関する指標			
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	62		
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	62		
担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、			
農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。）の			
貸出金残高及び債務保証見返額	62		
使途別（設備資金及び運用資金の区分をいう。）の貸出金残高	63		
主要な農業関係の貸出実績	64		
業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に			
対する割合	63		
貯貸率の期末値及び期中平均値	73		
有価証券に関する指標			
商品有価証券（商品国債、商品地方債、商品政府保証債			
及び貸付商品債券の区分をいう。）の平均残高	67		
有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券			
及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分			
をいう。）の残存期間別の残高	67		
有価証券の種類別の平均残高	67		
貯証率の期末値及び期中平均値	73		
4. 組合の業務運営に関する事項			
リスク管理の体制	15		
法令遵守の体制	16		
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	13		
金融ADR制度への対応	22		
		【その他の開示項目（任意開示項目）】	
		ごあいさつ	1
		経営理念	2
		経営方針	2
		内部統制システム基本方針	3
		経営管理体制	2
		事業活動のトピックス	7
		農業振興活動	9
		自己改革工程表	10
		地域貢献情報等	13
		組合員から監事への情報提供窓口	17
		利用者保護等への取組み	17
		利益相反管理への取組み	18
		反社会的勢力への対応	20
		金融円滑化への取組み	21
		手数料一覧	29
		J Aバンク・セーフティネット	35
		キャッシュ・フロー計算書	41
		部門別損益計算書	55
		財務諸表の正確性等にかかわる確認	57
		貯金の科目別期末残高	61
		貸出金の科目別期末残高	62
		金融再生法開示債権の状況	65
		為替業務等取扱実績	66
		預かり資産の状況	68
		共済事業取扱実績	69
		購買事業取扱実績	71
		販売事業取扱実績	71
		指導事業	72
		その他の事業	72
		職員一人当たり指標	73
		一店舗当たり指標	73
		組合員数	87
		組合員組織の状況	87
		地区一覧	88
		沿革・あゆみ	89

用語解説

用語	解説
ALM	「Asset Liability Management」の略語で、日本語では「資産・負債の総合管理」のことをいい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法です。
オフ・バランス取引	貸借対照表に計上されない取引のことをいい、簿外取引と呼ばれます。
キャッシュ・フロー	文字通りキャッシュ（現金・資金）の流れ（フロー）のことをいい、経営活動の結果、一定期間にどれだけ「キャッシュの流入（キャッシュ・イン）」があり、また、どれだけ「キャッシュの流出（キャッシュ・アウト）」があったかということを意味します。また、一般的にキャッシュといえば「現金」のことをいいますが、キャッシュ・フロー計算書でいう「キャッシュ（資金）」とは、「現金及び現金同等物（短期間に自由に現金化できるもの）」のことをいいます。
減損損失	固定資産の減損会計とは、取得原価主義という基本のもとで、固定資産の価格や収益性が著しく低下しているような場合に帳簿価額の臨時的な減額を行う会計処理のことであり、この固定資産の減損会計に基づく損失を減損損失といいます。
コンプライアンス	「法令遵守」や「企業倫理」という意味です。企業が法令を遵守すること、広く倫理や道徳を含む社会的規範を遵守することをいいます。
税効果会計	会計上の「収益」又は「費用」と法人税法における課税所得計算上の「益金」又は「損金」の認識時点の相違などから、会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、それらの相違に係る法人税等の額を適切に期間配分することを目的とする会計上の手続のことをいいます。
リスク・アセット	リスクを保有する資産（貸出金、有価証券など）をリスクの大きさに応じて一定の掛け目を乗じ、再評価した資産額のことをいいます。
リスクフリーレート	言葉のとおり、リスクがフリー（ない）な資産等の金利という意味。現実には、リスクが皆無の運用資産等は存在しないが、無リスクに近いであろうというものを指します。 対象が個人、金融機関で何がリスクフリーレートなのか違いがあるが、一般的には次のように整理されています。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人 : 普通貯金金利、国債金利 ・金融機関 : コールレート
OIS	「Overnight Index Swap」（翌日物金利スワップ）の略で、固定金利と変動金利の翌日物レートを交換するスワップ取引のことをいいます。
IRRBB	「Interest Rate Risk in the Banking Book」の略で、金利水準の不利な変動が銀行勘定に与える影響から生じる、銀行の資本及び損益に対する既存ないし将来的なリスクをいいます。

用 語	解 説
△E V E	「Economic Value of Equity」の略で、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
△N I I	「Net Interest Income」の略で、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
上方パラレルシフト	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
下方パラレルシフト	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
スティープ化	短期金利と長期金利の差が大きくなることをいいます。
フラット化	短期金利と長期金利の差が小さくなることをいいます。
短期金利上昇	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
短期金利低下	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。



大阪北部農業協同組合

〒562-0043 大阪府箕面市桜井2丁目8番8号
TEL.072(725)0751

<https://www.ja-osakahokubu.or.jp/>